

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）		1
○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）		1
○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）		3
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）		4
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）		4
○戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）		5
○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）		5
○予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）		6
○国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）		6
○公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）（抄）		8
○国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）（抄）		8
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）		8
○古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）（抄）		11
○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）		11
○政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）（抄）		12
○相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）		13
○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）		14
○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（抄）		14
○電波法（昭和二十五年法律第三百十一号）（抄）		16
○質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（抄）		16

○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十二号）（抄）	17
○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）	18
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）	18
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	36
○ 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）	37
○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）	38
○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	39
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）（抄）	42
○ 物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）（抄）	43
○ 国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）	44
○ 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）	45
○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）（抄）	49
○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）（抄）	49
○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）	49
○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）	49
○ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）（抄）	50
○ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）（抄）	50
○ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）	51
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	54
○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	57
○ 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）（抄）	60
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	62
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	66

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）	77
○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）	78
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）	79
○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）	80
○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	82
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）	82
○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）	83
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）	84
○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）	85
○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）	88
○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	91
○ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号）（抄）	91
○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	92
○ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）	95
○ 動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）（抄）	96
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）	96
○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	96
○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（抄）	96
○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（抄）	97
○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）	97
○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百十一号）（抄）	97
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）（抄）	100
○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）（抄）	106

○不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）		106
○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）（抄）		106
○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）		107
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）		107
○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）		107
○カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）		108
○住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）（抄）		109
○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）（抄）		109
○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）		109
○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）（抄）		110
○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）		110
○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）（抄）		111
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）		111
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）（抄）		126
○地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）（抄）		128
○地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）（抄）		128
○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百号）（抄）		129
○地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）（抄）		129
○地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）（抄）		129
○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）		130
○漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）（抄）		130
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十一年法律第 号）（抄）		131

○所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第	号）（抄）		131
○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第	号）（抄）		132
○道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第	号）（抄）		133
○道路交通法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第	号）（抄）		134

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第七百四十一条 外国に在る日本人間で婚姻をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることがで
きる。この場合においては、前二条の規定を準用する。

第八百一条 外国に在る日本人間で縁組をしようとするときは、その国に駐在する日本の大使、公使又は領事にその届出をすることができ、この場合においては、第七百九十九条において準用する第七百三十九条の規定及び前条の規定を準用する。

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第十七条 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における予算の統合調整に供するため、内閣に送付しなければならない。

② 内閣総理大臣及び各省大臣は、毎会計年度、その所掌に係る歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第二十条 財務大臣は、毎会計年度、第十八条の閣議決定に基いて、歳入予算明細書を作製しなければならない。

② 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣（以下各省各庁の長という。）は、毎会計年

度、第十八条の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書、継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書（以下予定経費要求書等という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第二十七条 内閣は、毎會計年度の予算を、前年度の一月中に、国会に提出するのを常例とする。

第二十八条 国会に提出する予算には、参考のために左の書類を添附しなければならない。

- 一 歳入予算明細書
- 二 各省各庁の予定経費要求書等

三 前前年度歳入歳出予算の総計表及び純計表、前年度歳入歳出決算見込の総計表及び純計表並びに当該年度歳入歳出予算の総計表及び純計表

四 国庫の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における見込に関する調査書
五 国債及び借入金の状況に関する前前年度末における実績並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込額及びその償還年次表に

六 国有財産の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調査書

七、國が、出資している主要な法人の資産、負債、損益その他についての前前年度、前年度及び当該年度の状況に関する調書
八、國庫債務負担行為で翌年度以降に亘るものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会
十年度に亘る事業に伴うものについてはその全本の十面その事業等の進行状況等に關する調書

計年度に亘る事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況等に関する調査

九 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の

計画及びその進行状況等に関する調査

十 その他財政の状況及び予算の内容を明らかにするため必要な書類

第三十三条 各省各庁の長は、歳出予算又は迷売費の定める各部署等の

第三十三條 各省各庁の長は、歳出予算又は継続費の定める各部局等の経費の金額又は部局等内の各項の経費の金額については、各部局等の間又は各項の間において彼此移用することができない。但し、予算の執行上の必要に基き、あらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合に限る、財務大臣の承認を経て移用することができ。

② 各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。

④ ③
(略)
第一項但書又は第二項の規定により移用又は流用した経費の金額については、歳入歳出の決算報告書において、これを明らかにするとと

もに、その理由を記載しなければならない。

第三十四条 各省各庁の長は、第三十一条の規定により配賦された予算に基いて、政令の定めるところにより、支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め、支払の計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② (略)

③ 財務大臣は、第一項の支払の計画について承認をしたときは、各省各庁の長に通知するとともに、財務大臣が定める場合を除き、これを日本銀行に通知しなければならない。

第三十四条の二 各省各庁の長は、第三十一条第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他財務大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。)の実施計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を経なければならない。

② (略)

第三十五条 (略)

② 各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

③ 財務大臣は、前項の要求を調査し、これに所要の調整を加えて予備費使用書を作製し、閣議の決定を求めなければならない。但し、予め閣議の決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができる。

④ 予備費使用書が決定したときは、当該使用書に掲げる経費については、第三十一条第一項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。

⑤ (略)

第三十六条 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない。

② 財務大臣は、前項の調書に基いて予備費を以て支弁した金額の総調書を作製しなければならない。

③ 内閣は、予備費を以て支弁した総調書及び各省各庁の調書を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。

④ 財務大臣は、前項の総調書及び調書を会計検査院に送付しなければならない。

第三十七条 各省各庁の長は、毎会計年度、財務大臣の定めるところにより、その所掌に係る歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

② 財務大臣は前項の歳入決算報告書に基いて、歳入予算明細書と同一の区分により、歳入決算明細書を作製しなければならない。

③ 各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、財務大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。

第三十八条 財務大臣は歳入決算明細書及び歳出の決算報告書に基いて、歳入歳出の決算を作製しなければならない。

② (略)

第三十九条 内閣は、歳入歳出決算に、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附して、これを翌年度の十一月三十日までに会計検査院に送付しなければならない。

第四十条 内閣は、会計検査院の検査を経た歳入歳出決算を、翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする。

② 前項の歳入歳出決算には、会計検査院の検査報告の外、歳入決算明細書、各省各庁の歳出決算報告書及び継続費決算報告書並びに国の債務に関する計算書を添附する。

第四十三条 各省各庁の長は、第十四条の三第一項又は前条但書の規定による繰越を必要とするときは、繰越計算書を作製し、事項ごとに、その事由及び金額を明らかにして、財務大臣の承認を経なければならない。

④ (略)

第四十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律

(平成十四年法律第五十一号) 第三条及び第四条の規定は、適用しない。

第四十六條の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等(書類、調書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報処理の用に供されるものとして、財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして、財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十六條の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。

② 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第四十七條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

○會計法(昭和二十二年法律第三十五号)(抄)

第十三條の二 支出負担行為担当官が支出負担行為をするには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第四項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に關する帳簿に登記された後でなければ、これを行うことができない。この場合において、支出負担行為担当官が同項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

(略)

② 第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について認証を行わしめることができる。

② 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に支出負担行為の認証を行わしめることができる。

④ ③ 第四條の二 第四項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

④ 第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官という。

第十五條 各省各庁の長は、その所掌に属する歳出予算に基づいて支出しようとするときは、現金の交付に代え、日本銀行を支払人とする小切手を振り出し、又は財務大臣の定めるところにより、国庫内の移換のための国庫金振替書(以下「国庫金振替書」という。)若しくは日本銀行をして支払をなさしめるための支払指図書(以下「支払指図書」という。)を日本銀行に交付しなければならない。

第二十四條 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員に、その所掌に属する歳出金を支出するための小切手の振出又は国庫金振替書若しくは支払指図書の交付に關する事務を委任することができる。

② (略)

② 第二十九條の五 第二十九條の三 第三項又は第五項の規定による競争(以下「競争」という。)は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。

② 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

第二十九條の八 契約担当官等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、政令の定めるところにより、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に關する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、政

令で定める場合においては、これを省略することができる。

② 前項の規定により契約書を作成する場合においては、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

第四十七条 財務大臣、歳入徴収官、各省各庁の長、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、支出官、出納官吏及び出納員並びに日本銀行は、政令の定めるところにより、帳簿を備え、且つ、報告書及び計算書を作製し、これを財務大臣又は会計検査院に送付しなければならない。

② (略)

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用

第四十九条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができ、情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）の作成及び電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次項及び次条第一項において同じ。）の作成

② 前項の規定により書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

第四十九条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による書類等の提出については、当該書類等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

② 前項の規定により書類等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第五十条 この法律施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第七十条の九 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととして行っているものについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用して行うことができる。

② 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第七十条の七において読み替えて準用する民事訴訟法第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して公正取引委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律

(略)

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）

事務

(略)

第三条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九

(台帳)

第三十二条 衆議院、参議院、内閣（内閣府を除く。）は、第三

条の規定による国有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。ただし、部局等の長において、国有財産に関する事務の一部を分掌するときは、その部局等ごとに備え、各省各庁には、その総括簿を備えるものとする。

2 各省各庁の長又は部局等の長は、その所管に属し、又は所属に属する国有財産につき、取得、所管換、処分その他の理由に基づく変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載し、又は記録しなければならない。

(増減及び現在額報告書、総計算書)

第三十三条 各省各庁の長は、その所管に属する国有財産につき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在の報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産増減及び現在額報告書に基づき、国有財産増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産増減及び現在額総計算書を第一項の国有財産増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産増減及び現在額総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産増減及び現在額総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の増減及び現在額に関する説明書を添付する。

(無償貸付状況報告書、総計算書)

第三十六条 各省各庁の長は、毎会計年度末において第二十二条第一項の規定（第十九条及び第二十六条において準用する場合を含む。）により無償貸付をした国有財産につき、毎会計年度末における国有財産無償貸付状況報告書を作成し、翌年度七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により送付を受けた国有財産無償貸付状況報告書に基づき、国有財産無償貸付状況総計算書を作成しなければならない。

3 内閣は、前項の国有財産無償貸付状況総計算書を、第一項の各省各庁の国有財産無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日まで

に、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

第三十七条 内閣は、会計検査院の検査を経た国有財産無償貸付状況総計算書を、翌年度開会の国会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の国有財産無償貸付状況総計算書には、会計検査院の検査報告のほか、国有財産の無償貸付状況に関する説明書を添付する。

(適用除外)

第三十八条 本章の規定は、公共の用に供する財産で政令で定めるものについては、適用しない。

第五章 雑則

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

(電磁的記録による作成)

第四十条 この法律（第三十一条の第三項を除く。）又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

(電磁的方法による提出)

第四十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録をもつて作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう）

いう。）を提出しなければならない。

3・4 (略)

5 第一項及び第二項の規定は、政党以外の政治団体が第三条第二項の規定に該当することにより政党となつた場合について準用する。

6 第六條の三 政治団体は、その主たる事務所の所在地又は主として活動を行う区域の異動により、第六條第一項各号の区分に應じ、同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、その異動の日から七日以内に、当該異動が生じたことにより同項の規定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対し、同項及び同条第二項の規定の例により届け出なければならない。

7 第七條 政治団体は、第六條第一項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。次条及び第七條の三において同じ。）の規定により届け出た事項に異動があつたときは、第六條第五項に規定する場合を除き、その異動の日（第十九條の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなったとき又は当該国会議員関係政治団体に該当しなくなったときにあつては、第十九條の八第一項又は第二項の規定による通知を受けた日）から七日以内に、その異動に係る事項を第六條第一項の規定の例により届け出なければならない。同条第二項（同条第五項において準用する場合及び前条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により政治団体が提出した綱領等の内容に異動があつたときも、同様とする。

2 (略)

2 (報告書の提出)

第十二條 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第二十條第一項において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、第六條第一項各号の区分に應じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一・三 (略)

2 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同条第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を徴し難い事情があつたときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面（第十九條の十一第一項において「領収書等を徴し難かつた支出の明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。）。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

3・4 (略)

3 (監査意見書の添付)

第十四條 政党又は政治資金団体の会計責任者は、第十二條第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基いて設けられた会計監査を行うべき者に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十條に規定する明細書をいう。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 (略)

2 (解散の届出等)

第十七條 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六條第一項各号の区分に應じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第十二條第一項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2・3 (略)

第十二條第二項から第四項まで、第十三條及び第十四條の規定は第一項の報告書について、第七條の二第二項の規定は前項の規定により

都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体（政治資金団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条（前条第四項において準用する場合を含む。）及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入（寄附並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。）」と、第十二条第一項第一号又中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

2・3 (略)

4 第一項の場合において、政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は前条第一項の規定による報告書の記載をするときは、当該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る収入又は当該政治団体の本部若しくは支部に対して供与した交付金に係る支出について、その総額及び次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一・二 (略)

5 第一項の場合において、政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に代わつて、前条第一項の規定による届出をすることが出来る。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であつた者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

(資金管理団体の届出等)

第十九条 公職の候補者は、その者がその代表者である政治団体（第三条第一項第三号の規定に該当するもの、第五条第一項の規定により政治団体とみなされるもの及びその者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とするものを除く。）のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができる。

2 公職の候補者は、前項の指定をしたときは、その指定の日から七日以内に、文書で、その旨、その者に係る公職の種類並びにその指定をした政治団体（以下「資金管理団体」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を、当該政治団体の第六条第一項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出（以下「資金管理団体の届出」という。）をした者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日から七日以内に、同項の規定の例により、その旨（第三号に該当するときは、その異動に係る事項）を届け出なければならない。

一・三 (略)

4 前二項の規定による届出をする者は、当該届出に係る書面にそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を、当該書面に添えなければならない。

5 (略)

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定の適用については、第十二条第一項中「三月以内」とあるのは「五月以内」と、四月以内」とあるのは「六月以内」と、同項第二号中「経費以外の経費の支出」とあるのは「経費以外の経費（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」と、五万円以上の」とあるのは「一万円を超える」と、第十七条第一項中「三十日以内」とあるのは「六十日以内」とする。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、前条第三項の規定により登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

(電子情報処理組織を使用した報告書の提出)

第十九条の十五 国會議員関係政治団体の会計責任者は、第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織(第三十二条の二において単に「電子情報処理組織」という。)を使用して行うよう努めるものとする。

(報告書の真実性の確保のための措置)

第二十九条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を提出する者は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う届出等の特例)

第三十二条の二 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条第四項、第十九条第二項、第三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定による届出、提出又は添付のうち総務大臣に対するものは、電子情報処理組織を使用して行うときは、これらの規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会を経る行うことを要しない。

○古物営業法(昭和二十四年法律第百八号) (抄)

(品触れ)

第十九条 (略)

2 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る書面に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。

3 警察本部長等は、第一項の品触れを、書面により発することによって代えて、あらかじめ古物商又は古物市場主の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国家公安委員会規則で定めるものにより発することが出来る。

4 古物商又は古物市場主は、前項の規定により発せられた品触れを受けたときは、当該品触れに係る電磁的方法による記録を到達の日から六月間保存しなければならない。

5 古物商は、品触れを受けた日にその古物を所持していたとき、又は第二項若しくは前項の期間内に品触れに相当する古物を受け取つたときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

6 古物市場主は、第二項又は第四項に規定する期間内に、品触れに相当する古物が取引のため古物市場に出たときは、その旨を直ちに警察官に届け出なければならない。

7 第一項の品触れについては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第四条の規定は、適用しない。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項、第十五条第一項、第十八条第一項又は第十九条第四項から第六項までの規定に違反した者

二 五 (略)

第三十七条 過失により第十九条第五項又は第六項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) (抄)

(支払等の報告)

第五十五条 居住者若しくは非居住者が本邦から外国へ向けた支払若しくは外国から本邦へ向けた支払の受領をしたとき、又は本邦若しくは外国において居住者が非居住者との間で支払等をしたときは、政令で定める場合を除き、当該居住者若しくは非居住者又は当該居住者は、政令で定めるところにより、これらの支払等の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該報告に係る同項の支払等が銀行等又は資金移動業者が行う為替取引によつてされるものである場合には、

政令で定めるところにより、当該銀行等又は資金移動業者を経由してするものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の報告をする場合には、当該銀行等又は資金移動業者を経由しないで報告することができる。

○政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）（抄）

（政府契約の必要的内容事項）

第四条 政府契約の当事者は、前条の趣旨に従い、その契約の締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付の完了の時期その他必要な事項のほか、次に掲げる事項を書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）（財務省令で定めるものに限り、）を含む。第十条において同じ。）により明らかにしなければならない。ただし、他の法令により契約書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の作成を省略することができるものについては、この限りでない。

一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期

二 対価の支払の時期

三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

四 契約に関する紛争の解決方法

（給付の完了の確認又は検査の時期）

第五条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方からは正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

（支払の時期）

第六条 第四条第二号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については四十日、その他の給付に対する対価については三十日（以下この規定又は第七条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるものとあつては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求を受けた日までの期間は、約定期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるとあつては、適法な支払請求があつたものとしなければならないとする。

（定をしなかつた場合）

第十条 政府契約の当事者が第四条ただし書の規定により、同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときは、同条第一号の時期は、相手方が給付を終了し国がその旨の通知を受けた日から十日以内の日、同条第二号の時期は、相手方が支払請求をした日から十五日以内の日と定めたものとみなし、同条第三号中国が支払時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、第八条の計算の例に準じ同条第一項の財務大臣の決定する率をもつて計算した金額と定めたものとみなす。政府契約の当事者が第四条ただし書の場合を除き同条第一号から第三号までに掲げる事項を書面により明らかにしないときも同様とする。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第十一条 この法律の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的方法による手続）

第十一条の三 第五条、第六条及び第十条の規定に基づき相手方が行う通知又は請求が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他

の情報の通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。次項において同じ。により行われたときは、国の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に記録がされた通知が電磁的方法により行われたときは、相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

第十四条 この法律（第十二条及び前条第二項を除く。）の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。

○相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）

第五十九条

（調書の提出） 次の各号に掲げる者でこの法律の施行地に営業所、事務所その他これらに準ずるもの（以下この項及び次項において「営業所等」という。）を有するものは、その月中に支払った生命保険契約の保険金若しくは損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの又は支給した退職手当金等（第三条第一項第二号に掲げる給与をいう。以下この項において同じ。）について、翌月十五日までに、財務省令で定めるところにより作成した当該各号に定める調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、

一 保険金額又は退職手当金等の金額が財務省令で定める額以下である場合は、この限りでない。

二 退職手当金等を支払った保険金（退職手当金等に該当するものを除く。）に関する受取人別の調書

二 保険会社等でこの法律の施行地に営業所等を有するものは、生命保険契約又は損害保険契約の契約者が死亡したことに伴いこれらの契約の契約者の変更の手続を行つた場合には、当該変更の効力が生じた日の属する年の翌年一月三十一日までに、財務省令で定めるところにより作成した調書を作成した営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、当該変更の手続を行つた生命

保険契約又は損害保険契約が、解約返戻金に相当する金額が一定金額以下のものである場合その他の財務省令で定めるものである場合は、この限りでない。

三 信託の受託者でこの法律の施行地に当該信託の事務を行う営業所、事務所、住所、居所その他これらに準ずるもの（以下この項において「営業所等」という。）を有するものは、次に掲げる事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、財務省令で定める様式に従つて作成した受益者別（受益者としての権利を現に有する者の存しない信託にあつては、委託者別）の調書を当該営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、信託に関する権利又は信託財産の価額が一定金額以下であることその他の財務省令で定める事由に該当する場合は、この限りでない。

一 信託の効力が生じたこと（当該信託が遺言によりされた場合にあつては、当該信託の引受けがあつたこと。）。

二 信託の第二項に規定する受益者等が変更されたこと（同項に規定する受益者等が存するに至つた場合又は存しなくなつた場合を含む。）。

三 信託が終了したこと（信託に関する権利の放棄があつた場合その他政令で定める場合を含む。）。

四 信託に関する権利の内容に変更があつたこと。

四 この法律の施行地に営業所又は事務所を有する法人は、相続税又は贈与税の納税義務者又は納税義務があると認められる者について税務署長の請求があつた場合には、これらの者の財産又は債務について当該請求に係る調書を作成して提出しなければならない。

五 第一項各号、第二項又は第三項に定める調書（以下この条において単に「調書」という。）のうち、当該調書の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべき者は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該調書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかによりこれらの規定に規定する所轄

税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行つた電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使

用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 調書を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）は、政令で定めるところにより第一項から第三項までの規定に規定する所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき調書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書の提出に代えることができる。

7 調書を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第一項から第三項までの規定及び第五項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

8 第五項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第六項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項から第三項までの規定による調書の提出とみなして、これらの規定及び第七十条の規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十八条（罰則）の規定を適用する。

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

第十九条（永久選挙人名簿）

市町村の選挙管理委員会は、永久に据え置くものとし、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月、六月、九月及び十二月（第二十二條及び第二十四條第一項において「登録月」という。）並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。

3 選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4（略）

5 選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適用しない。

（在外選挙人名簿）

第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。

2 在外選挙人名簿は、永久に据え置くものとし、かつ、衆議院議員及び参議院議員の選挙を通じて一の名簿とする。

3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転（選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

4 在外選挙人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて調製することができる。

5（略）

6 在外選挙人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

○国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（抄）

第二条（用語の意義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（略）

二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相

三 指定職の職務 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。

2 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)による当該級の職務及び行政職俸給表(一)の適用を受けない者について各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消を含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合においては、自ら又は第五条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基き、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更するには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に提示してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の

記載又は記録をし、これを提示するいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等を提示しなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項の記載又

6 前二項の旅行命令簿等の提示については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第四条の規定は、適用しない。

第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情に因り旅行命令等（前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。）以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

第十三条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしよ

うとするものは、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下この条にお

この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

5 第一項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出官等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ

の記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

- 7 第一項の請求書又は資料の提出については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。
- 8 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに第四項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、財務省令で定める。

第十五条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の法律に特別の定がある場合を除く外、各庁の長が財務大臣に協議して定める旅費とする。

(日額旅費)

第二十六条 (略)

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(航空賃及び車賃)

第三十四条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 内閣総理大臣等並びに指定職の職務にある者であつて一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受けるもののうち同表の六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの（同表の七号俸又は六号俸の俸給月額俸給を受ける者にあつては、各庁の長が財務大臣に協議して定めるものに限る。以下この号において「特定指定職在職者」という。）及び指定職の職務にある者であつて同表の適用を受けないもののうち各庁の長が財務大臣に協議して定める特定指定職在職者に相当するものについて

は、最上級の運賃

ロ・ハ (略)

二 (略)

2 (略)

(旅行手当)

第四十一条 (略)

2 旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、そのつど各庁の長が財務大臣に協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ、第六条第一項に掲げる旅費の額についてこの法律で定める基準をこえることができない。

(旅費の調整)

第四十六条 (略)

2 各庁の長は、旅行者がこの法律又は旅費に関する他の法律の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、財務大臣に協議して定める旅費を支給することができる。

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

(審査請求の方式)

第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての審査請求は、審査請求書正副二通を提出してしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書正副二通が提出されたものとみなす。

○質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）（抄）
(品触れ)

第二十条 (略)

2 質屋は、前項の品触れを受けたときは、その品触書に到達の日付を記載し、その日から六月間これを保存しなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、到達の日付を記載することを要しない。

3 (略)

4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた品触れについては、同条第三項の規定は、適用しない。

○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）

(再検定)

第五条 会計検査院は、前条第一項の規定による予算執行職員の弁償責任の検定後において、その検定が不当であることを発見したとき、又は各省各庁の長若しくは予算執行職員がその責を免れる理由があると信じ、その理由を明らかにする書類及び計算書を作成し、証拠書類を添え、書面をもつて再審の請求をしたときは、その都度再検定をしなければならない。ただし、請求に基づいて再検定をする場合において、当該請求が検定のあつた日から五年を経過した日後にされたときは、この限りでない。

2 (略)

3 各省各庁の長又はその代理官及び予算執行職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席させ、並びに書類、計算書その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

4 (略)

(予算執行職員の弁償責任の転嫁)

第八条 予算執行職員は、その上司から第三条第一項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもつて、その理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者（当該上司が任命権者（宮内庁長官及び外局の長であるものを除く。）である場合にあつては直ちに任命権者、当該上司が宮内庁長官又は外局の長である任命権者である場合にあつては各省各庁の長）にその支出等の行為をすることができない旨の意見を表示しなければならない。

2・3 (略)

(公庫等の予算執行職員に対する準用)

第九条 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業総合事業団、日本政策投資銀行又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者（中小企業総合事業団にあつては、中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第三十二条第一項第二号に掲げる業務、機械類信用保険法（昭和三十六年法律第五十六号）第十一条に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）第七条に規定する業務（以下「特定業務」と総称する。））に関する予算執行の職務を行う者に限る。）として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（中小企業総合事業団にあつては、特定業務に係る部分に限る。）以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二條第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。

2 第三條第二項及び第三項並びに第四條から前條までの規定は、前項の公庫等予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫等予算執行職員については、第六條第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第十二條 第五條第一項（第九條第二項において準用する場合を含む。）次條及び第十四條において同じ。）の規定による再審の請求又は第八條第一項（第九條第二項において準用する場合を含む。）次條及び第十四條において同じ。）の規定による意見の表示については、行政手続

等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第十三条 第五条第一項又は第八条第一項の規定により作成することとされている書類については、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類とみなす。

（電磁的方法による提出）

第十四条 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるもの（第五条第一項の規定による書類の提出については会計検査院規則をもつて定めるもの）をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 第五条第一項又は第八条第一項の規定による書類の提出が前項の規定により電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるときは、当該書類の提出に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（手数料の納付）

第五十六条の二の二十 第五十六条の二の二第三項の確認（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。）は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項に規定する確認に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

目次 ○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

第一章・第二章（略）

第三章 市町村の普通税

第一節（略）

第二節 固定資産税

第一款 通則（第三百四十一条―第三百五十八条の二）

第二款 第六款（略）

第三節 第九節（略）

第四章 第九章（略）

附則

（法人の道府県民税の申告納付）

第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）第七十四条の五において準用する場合を含む。）第百四十五条の五において準用する場合を含む。）第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式により、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同

連結法人（普通法人）は、その連結事業年度（連結子法人）に規定する普通法人をいう。第六項及び第三十四項において同じ。）に限る。以下この項において同じ。）は、その連結事業年度（同項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（同法第十五条の二第一項又は第二項（同項第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り消された日の前日）の属する事業年度（新たに設立されたもののうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のものの設立の日属する事業年度を除く。以下この項及び第三十九項において同じ。）が六月を超える場合には、総務省令で定める様式により、当該連結事業年度の開始の日から六月を経過した日から二月以内に、前連結事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る連結法人の法人税割額」という。）均等割額その他必要な事項を記載した申告書を当該連結事業年度開始の日から六月の間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額を納付しなければならない。ただし、前連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別支払額（同法第七十一条第一号に規定する連結法人税個別支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額若しくは当該連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額が十万円以下である場合又はこれらの金額がない場合は、この限りでない。

– 19 –

を控除した額）を納付しなければならない。

5 公共法人等は、総務省令で定める様式により、毎年四月三十日までに、前条第二項第四号の期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

20 (略)

21 第一項、第四項、第十九項及び第二十三項の規定によつて申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第五十五条第四項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項、第四項、第十九項及び第二十三項の規定によつて申告書を提出し、並びにその申告した道府県民税額を納付することができる。

22 第一項、第二項、第四項、第十九項、第二十三項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書を提出した法人又は第五十五条の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、総務省令で定める様式によつて、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した道府県民税額を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された道府県民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に納付すべき道府県民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき道府県民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき道府県民税額があるとき。

23 第一項、第二項又は第四項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと（当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であつた場合に於ては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二十条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと）により、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、又は当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

24 (略)

46 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この項から第四十八項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十八項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十八項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、納税申告書に記載されている事項（第四十八項において「添付書類記載事項」という。）を、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第四十九項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。

47 (略)

50 (略)

51 (略)

52 (略)

53 (略)

15 第一項の法人（第八項又は第十項の規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。）が、法人税法第七十五条の三第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により法人税法第七十五条の三第一項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を

三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）
三・四 （略）

三 （地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第七十二条の八十九の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この項及び次項において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項において同じ。）に提供することにより、行わなければならない。

二・三 （略）

二 （用語の意義及び製造たばこの区分）

第七十四条 道府県たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 （略）

二 （略）

二 （たばこ税の納税義務者等）

第七十四条の二 （略）

二 （略）

三 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

四 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

（帳簿記載義務）

第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。

（用語の意義）

第四百四十四条 軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 元売業者 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第四百四十四条の七第一項の規定により総務大臣の指定を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第四百四十四条の九第一項の規定により道府県知事の指定を受けている者をいう。

2 (略)

2 (軽油引取税の納税義務者等)

第四百四十四条の二 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあっては、販売業者の当該納入に係る事業所。第四百四十四条の十四第二項及び第四百四十四条の十五第一項において同じ。）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 (略)

3 (製造等の承認を受ける義務等)

第四百四十四条の三十二 元売業者（第一号及び第二号に掲げる場合にあっては、第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）、及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所（第四号に掲げる場合にあっては、当該自動車の主たる定置場）の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 (略)

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 (略)

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 (略)

7 (軽油の引取りの報告等)

2 (略)

2 (略)

6 第四百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に対し提出しなければならない。

7 前項の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

7 (帳簿記載義務)

第四百四十四条の三十六 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

(種別割の徴収の方法)

第七十七條の十一 種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2
(略)

3 新規登録の申請があつた自動車について前条第一項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

4 道府県は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該道府県が発行する証紙を第一百七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に貼らせることによりその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

5 道府県は、前項の規定により納税者が証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面と当該証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

7 6 第四項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない（略）

(種別割の徴収の方法の特例)

第七十七條の十二 道府県は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請及び次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行う場合には、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七十七條の十三 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をした場合その他当該府県の条例で定める場合には、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を道府県知事に提出しなければならない。

2
(略)

(給与支払報告書等の提出義務)

第三百十七条の六（一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。）

2 前項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者は、同項の規定により市町村長に提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、同月十五日までに、総務省令で定める

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務のあるところにより、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

ものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けた給与の支払を受ける給与の支払を受けた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けた給与の長の提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る

る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

5 第二項又は第三項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第二号及び第七項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより第一項又は第三項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。）を次項第一号及び第三号の四第七項において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下この節において「機構」という。）を経由して行う方法

二 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 第四項の規定により公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第四項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（第二号及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を、第三百二十一条の七の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、第四項に規定する市町村の長に提出し、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかにより、第四項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

二 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

7 第一項、第三項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が、政令で定めるところにより第一項、第三項若しくは第四項に規定する市町村の長の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前二項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8 第五項又は第六項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項、第三項又は第四項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第四十五条の二第二項、第三百十七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、次条及び第三百二十一条の四第三項の規定を適用する。

9 第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三百二十一条の四第九項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

（年金保険者による市町村長に対する通知）

第三百二十一条の七の三 当該年度の初日において年齢六十五歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この条から第三百二十一条の七の十一までにおいて「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日において住所を有する市町村の長に通知しなければならない。

（年金所得に係る特別徴収税額の通知等）

第三百二十一条の七の五 市町村長は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて

徴収しようとする場合には、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び支払回数特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収する年の七月三十一日までに通知し、なければならぬ。

2 (略)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 一 項 (年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等)

事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 二 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 三 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 四 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 五 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 六 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

3 2 (略)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 七 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 八 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 九 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 一 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 二 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 三 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 四 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 五 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 六 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

4 (略)

第 三 百 二 十 一 条 第 七 項 第 二 款 第 十 七 項 (年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。)

2
(略)

ばならぬ

第三百二十一

ろにより

総務省令

第三百二十一

が同法第

第一項、第二項又は第四項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたこと（当該法

人が連結子法人である場合又は連結親法人であつた場合に於ては、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第二
条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この節において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に
係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、当該法人が前項各号のいずれかに該当するこ
ととなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告によつて増加した法人税額若しくは連結法人税額又は当該更正若しくは決定によつ
て納付すべき法人税額若しくは連結法人税額を納付すべき日までに、同項の規定によつて申告納付しなければならない。

42 24
（略）

特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第四項、第十九項又は第二十一項から第二十三項までの規定により、これらの規定による
申告書（以下この項から第四十四項までにおいて「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこ
れに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第四十四項において「添付書類」という。）
を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第四項、第十九項及び第二十一項から第二十三項
までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第四十四項において「申告書
記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（第四十四項において「添付書類記載事項」と
いう。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法その他総務省令で定める方法により市町村長に
提供することにより、行わなければならない。

43
（略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第三百五十八條の二 第三百八十条第一項の規定による備付け、第三百八十一条第八項の規定による作成、第三百八十二条の二第一項の規定
による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十
六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同条第六項の規定による縦覧については、行政手続等における情
報通信の技術の利用に関する法律第四条、第五条及び第六条の規定は、適用しない。

（固定資産課税台帳等の備付け）

第三百八十条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えな
ければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式そ
の他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
以下本節において同じ。）の備付けをもつて行うことができる。

3
（略）

（固定資産課税台帳の登録事項）

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第二十
七條第三号及び第三十四條第一項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所
及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三條第二項後段及び同条第四項の場合には、これらの規定に
より固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定により固定資産税
を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録し
なければならない。

3
（略）

8 市町村長は、第三百四十三條第六項の規定に基づいて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に
対して固定資産税を課する場合には、総務省令で定めるところにより、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者
の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地
に対応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この

- 三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。
- 四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。
- 五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

(たばこ税の納税義務者等)
第四百六十五条 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者等（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

32 (略)

卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

4 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

第七百四十七条の二 地方団体の長は、地方税関係申告等（第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。）の規定により書面等（書面、書類、文書その他の文字、図形等人の知覚によつて認識することができるものが、記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）により行うこととして、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（次条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」という。）を経由して行わせることができる。

2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地
方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）
第三項	当該申請等に関する法令	当該地方税関係法令
第三項	同項の行政機関等	地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構
	当該行政機関等	同法第七百四十七条の二第一項に規定する地方団体の長
第四項	第一項	地方税法第七百四十七条の二第一項
	行政機関等は、当該申請等に関する他の法令	同項に規定する地方団体の長は、地方税関係法令
	当該法令	当該地方税関係法令
	主務省令	総務省令

第七百四十七条の三	地方団体の長は、地方税関係申告等のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているものの以外のも（次に掲げるものを除く。）で総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定地方税関係申告等」という。）について、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行わせることができる。
一	第三百十七條の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
二	第三百十七條の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
三	第三百二十一條の七の十一第一項に規定する通知
2	前項の規定により行われた特定地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に前項に規定する地方団体の長に到達したものとみなす。
第七百四十七条の四	行政機関の長（第七百六十二条第一号に規定する行政機関の長をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）は、他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知（同号に掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うこととしているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の六において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができる。
2	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
第二項	当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令
第三項	同項の処分通知等
第四項	第一項
	行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令
	主務省令
	総務省令
	同項に規定する行政機関の長は、地方税関係法令
	当該特定書面等地方税関係通知
	地方税法第七百四十七条の四第一項
	地方税法第七百六十二条第一号の同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知
	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第項及び第四項において同じ。）

(地方税関係帳簿の電磁的記録による保存等)

第七百四十八条 次の表の各号の上欄に掲げる者は、当該各号の中欄に掲げる地方税関係帳簿（第七百四十八条の十七、第四百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であつて、それぞれ当該各号の下欄に掲げる道府県知事の承認を受けたときは、総務省令で定めるところにより、当該承認を受けた地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該承認を受けた地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者	同条に規定する帳簿	当該卸売販売業者等又は小売販売業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事
二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者	同条第三項に規定する帳簿	同条第一項の承認をした道府県知事
三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等	同条に規定する帳簿	当該元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外)

第七百五十五条 地方税関係帳簿並びに第七百四十四条の二第三項及び第四項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項並びに第四百六十五条第三項及び第四項に規定する書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(用語の意義)

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- イ この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（ロにおいて「地方税関係法令」という。）の規定に基づき地方団体の長に対して行われる申告、申請、届出その他の通知（ロに掲げるものを除く。）
- ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報）が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）
- 二 機構 地方税関係手続用電子情報処理組織を設け、及び管理する事務
- イ 地方税関係手続用電子情報処理組織を設け、及び管理する事務
- ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務
- (1) 第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定
- (2) 第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定
- (3) 第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定
- (4) 第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定

三 (機構) 地方税関係手続用電子情報処理組織を設け、及び管理する事務

(機構) 地方税関係手続用電子情報処理組織を設け、及び管理する事務

第七百八十六条 機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。次項及び第七百八十八条第二項において同じ。）を行うに当たっては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（第七百四十七条の五の二第三項の規定によるものを除き、二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（機構の役員又は職員等の秘密保持義務）

第七百八十八条 機構の役員若しくは職員（前条第一項に規定する機構処理税務情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理税務事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（第七百四十七条の五の二第三項の規定によるものを除き、二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た機構処理税務情報に関する秘密又は機構処理税務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

附 則

（譲渡割の申告の特例）

第九条の五 譲渡割の申告は、当分の間、第一章第二節から第十四節まで、第七十二条の八十九、第七十二条の八十九の三第一項後段及び第二項から第十三項まで並びに第七百四十七条の三第一項第三号の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第七十二条の八十七各項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段の規定による申告に係る第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項前段、第七十二条の八十九の二、第七十二条の八十九の三第一項前段並びに第七百六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の八十七第一項				税務署長			
第七十二条の八十七第二項及び第三項並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項前段				税務署長			
第七十二条の八十九の二第一項				税務署長			
、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用	、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下この款において「譲渡割課税道府県」という。）の知事			
				譲渡割課税道府県の知事			
				譲渡割課税道府県の知事			
				、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項			
				、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項			
、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用	、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項	並びに第七十二条の八十八第一項及び第二項			
				、第七十二条の八十七又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項前段			
				又は第七十二条の八十八第一項若しくは第二項			
				第七十二条の八十八第一項及び第二項前段			
				第七十二条の八十八第一項及び第二項前段			

第七十二条の八十九の二第三項	し、かつ、地方税共同機構（第三項及び次条第十項において「機構」という。）を経由して行う方法により譲渡割課税道府県の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項及び次条において同じ。）に		及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める方法により	
	第七百六十二条第一号の機構		同項の国税庁	
第七十二条の八十九の三第一項前段	電子計算機（入出力装置を含む。）		電子計算機	
	同項に規定する譲渡割課税道府県の知事		税務署長	
第七百六十二条第二号ロ(1)	前条第一項の		消費税法第四十六条の三第一項の規定の適用を受けている	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて同項に規定する譲渡割課税道府県の知事の承認を受けたときは、当該譲渡割課税道府県の知事		同項の規定によりその納税地を所轄する税務署長	
第七百六十二条第二号ロ(1)	同項の申告		前条第一項の申告	
	第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項		第四項	

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

第二百二条（手数料の納付）

次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。第八号において同じ。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第十号から第十二号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

一 新規登録を申請する者

二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者

三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）

四 輸出入届出証明書の交付を申請する者

五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者

六 回送運行許可証の交付を請求する者

七 登録事項等証明書の交付を請求する者

八 第二十二条第三項の規定による請求（国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。）に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関

九 自動車整備士の技能検定を申請する者

十 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者

十一 自動車検査証返納証明書又は第七十二条の三の規定による証明書の交付を申請する者

十二 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者

十三 指定自動車整備事業の指定を申請する者
二 前項第十号に掲げる者のうち機構が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、自動車検査証の交付に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に、基準適合性審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

三 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者は、実費（第七十五条の五第一項の審査に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国に、当該審査に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

四 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十三号までに掲げる者の同項及び第二項の手数料並びに前項に規定する者の同項の手数料の納付は、機構及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしななければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十三号まで若しくは前項の申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項各号又は第三項の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣（第七十四条の四の規定の適用があるときは、協会）は、国土交通省令で定めるところにより、当該申請等を却下することができる。

六・七 (略)

○旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）（抄）

（一般旅券の発給の申請）

第三条 一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、次に掲げる書類及び写真を、国内においては都道府県に出頭の上、都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館（領事館が設置されていない場合には、大使館又は公使館。以下同じ。）に出頭の上、領事官（領事館の長をいう。以下同じ。）に提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない。ただし、国内において申請する場合において、急を要し、かつ、都道府県知事又は外務大臣がその必要を認めるときは、直接外務省に出頭の上、外務大臣に提出することができる。

二 (略)

五 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請しようとする者は、第一項本文の規定にかかわらず、都道府県に出頭することを要しない。この場合において、同項第二号から第六号までに掲げる書類及び写真は、郵送その他の外務省令で定める方法により提出することができる。

（旅券の交付）

第八条 第五条の規定により発行された一般旅券は、国内においては都道府県知事が、国外においては領事官が、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券の発給につき第三条第一項の申請をした者の出頭を求めて当該申請者に交付する。ただし、第三条第一項ただし書の規定により直接外務大臣に申請する場合には、外務大臣が当該申請者に出頭を求めて当該申請者に交付する。

二 前項の場合において、都道府県知事は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して一般旅券の発給を申請した者に一般旅券を交付するに当たり、当該申請者が人違いでないことを確認するものとし、その確認のため、外務省令で定めるところにより、これを立証する書類の提示又は提出を当該申請者に求めることができる。

三 第一項の場合において、病気、身体障害、交通至難の事情その他の真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、都道府県知事、外務大臣又は領事官は、外務省令で定めるところにより、当該申請者の出頭を求めることなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる。

4 第五条の二の規定により発行された公用旅券は、国内においては各省各庁の長を通じて外務大臣が、国外においては領事官が、当該公用旅券の発給を受ける者に交付する。

（渡航先の追加）

第九條 第五条第二項から第五項までの規定に基づいて渡航先が個別に特定して記載された一般旅券の名義人は、当該一般旅券を使用して当該記載された渡航先以外の地域に渡航しようとする場合には、外務省令で定めるところにより、当該一般旅券及び次に掲げる書類を、国内において都道府県に出頭の上、都道府県知事を経由して外務大臣に、国外においては最寄りの領事館に出頭の上、領事官に提出して、渡航先の追加を申請しなければならない。

一 一般旅券渡航先追加申請書

2 公用旅券の渡航先の追加の請求は、国内においては各省各庁の長が外務大臣に、国外においては渡航先の追加を受けようとする者が最寄りの領事館に出頭の上、領事官に、公用旅券渡航先追加請求書（国外においては、外務大臣の定めるところにより、渡航先の追加を必要とする理由が新たに生じたことを立証する書類を含む。）及び、公用旅券の交付の後にあつては、当該公用旅券を提出してするものとする。

3 第三条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、前条第一項及び第四項の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

（記載事項に変更を生じた場合の取扱い）

第十條 （略）

2・3 （略）

4 第八条第一項の規定は前項の規定により発行された一般旅券の交付について、同条第四項の規定は前項の規定により発行された公用旅券の交付について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該申請者に交付する」とあるのは、「当該申請者に交付し、又はその指定した者の出頭を求めて交付する」と読み替えるものとする。

（旅券の査証欄の増補）

第十二條 （略）

2 （略）

3 第三条第一項ただし書及び第四項の規定は第一項の申請の場合について、第八条第一項及び第四項並びに第九条第三項後段の規定は当該申請又は前項の請求に係る旅券の交付について、それぞれ準用する。

（事務の区分）

第二十一條の三 第三条、第八条第一項から第三項まで、第九条第一項及び第三項、第十条第四項、第十二条第一項及び第三項、第十七条第一項から第三項まで並びに第十九条第五項及び第六項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○酒税法（昭和二十八年法律第六号）（抄）

（酒類の製造免許）

第七條 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。

（酒母等の製造免許）

第八條 酒母又はもろみを製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造場ごとに、製造免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

第六十七條の八 特定輸出者は、政令で定めるところにより、特定輸出貨物（特定輸出申告が行われ、税関長の輸出の許可を受けた貨物をいう。第六十七條の十第二項及び第九十四條第二項において同じ。）の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特定輸出貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第六十七條の十第二項及び第六十七條の十一第一号において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。 2 電子帳簿保存法第四條（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等）、第五條（国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等）、第六條第一項から第五項まで（電磁的記録による保存等の承認の申請等）、第七條第一項及び第二項（電磁的記録による保存等の承認に係る変更）、第八條から第十條まで（電磁的記録による保存等の承認の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一條（第三項第二号から第四号までを除く。）（他の国税に関する法律の規定の適用）の規定は、特定輸出者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。		読み替える電子帳簿保存法の規定	読み替える字句
第四條第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	読み替える字句	読み替える字句
第四條第二項	納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）	納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）	同法第六十七條の三第一項第一号（輸出申告の特例）の承認をした税関長（以下「承認税関長」という。）
第五條第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	国税関係帳簿	国税関係帳簿
第五條第三項	国税関係帳簿書類の	国税関係帳簿書類（国税関係帳簿又は関係係書類をいう。以下同じ。）の	関係係書類をいう。以下同じ。）の
第六條第一項	国税関係帳簿の備付けを開始する日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日。第五項第一号において同じ。）	国税関係帳簿の種類、当該国税関係帳簿	関係係帳簿
第九條	代える日（当該国税関係帳簿が二以上ある場合において、その代える日が異なるときは、最初に到来する代える日。第五項第一号において同じ。）	代える日	代える日
同条第六項中「第四條各項」とあるのは「前條各項」と、第七	同条第六項中「第四條各項」とあるのは「前條各項」と、第七	同条第六項中「第四條各項」とあるのは「前條各項」と、第七	同条第六項中「第四條各項」とあるのは「前條各項」と、第七

第十条	条第一項	所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保 存義務者	特定輸出者
第十一条第三項第一号	所得税法第四百五十五条第一号（青色申告の承認申請の却下）（ 同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合 を含む。）	関税法第六十七条の十一第一号（承認の取 消し）	
	帳簿書類）	政令で定めるところ	
	、第五条各項	若しくは第五条各項	
	若しくは第十条（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存 ）	に規定する財務省令で定めるところ	
（帳簿の備付け等）			
第九十四条	申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。第三項において「一般輸入貨物」という。）を業として輸 入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿 及び当該貨物に係る取引に關して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第六十八 条（輸出申告又は輸入申告に關しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。		
2	前項の規定は、貨物（本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。次項において 「一般輸出貨物」という。）を業として輸出する者について準用する。		
3	電子帳簿保存法第四条から第十条まで（国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフイ ルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電磁的記録による保存等の承認 の取消し・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認の記録による保存等の承認に關する情報通信の技術の利用に關する法律等 の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）並びに第十一条第一項及び第二項（他の国税に關する法律の規定の適用）の規 定は、一般輸入貨物を業として輸入する者又は一般輸出貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす。必要は技術的読替へは、政令で 定める。		
読み替へる電子帳簿保 存法の規定	読み替へられる字句	読み替へる字句	
第四条第一項	国税関係帳簿の全部又は一部	関税法第九十四条第一項（帳簿の備付け等 ）（同条第二項において準用する場合を含 む。次項において同じ。）の規定により備 付け及び保存をしなければならないことと されている帳簿（以下「関税関係帳簿」と いう。）	
	納税地等の所轄税務署長（財務省令で定める場合にあつては、 納税地等の所轄税関長。以下「所轄税務署長等」という。）	一般輸入貨物（同条第一項に規定する一般 輸入貨物をいう。第十条において同じ。） の輸入予定地又は一般輸出貨物（同法第九 十四条第二項に規定する一般輸出貨物をい う。第十条において同じ。）の輸出予定地 を所轄する税関長（以下「所轄税関長」と いう。）	
第四条第二項	国税関係書類の全部	関税法第九十四条第一項の規定により保存	

第二十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条及び第四条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第二十六条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第二十六条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

○物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）（抄）

（物品増減及び現在額報告書）

第三十七条 各省各庁の長は、国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるものにつき、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

（国会への報告等）

第三十八条 財務大臣は、前条の報告書に基づき、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の物品増減及び現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付しなければならない。

3 内閣は、第一項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、物品増減及び現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

○国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）（抄）

（帳簿への記載）

第十一条 歳入徴収官等は、その所掌に属すべき債権が発生し、又は国に帰属したとき（政令で定める債権については、政令で定める場合を除き、遅滞なく、債務者の住所及び氏名、債権金額並びに履行期限その他政令で定める事項を調査し、確認の上、これを帳簿に記載し、又は記録しなければならない。当該確認に係る事項について変更があつた場合も、また同様とする。）

2 歳入徴収官等は、前項に規定するもののほか、政令で定めるところにより、その所掌に属する債権の管理に関する事務の処理につき必要な事項を帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

（担保及び証拠物件等の保存）

第二十条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権について、国が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に属する権利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この条において同じ。）及びもつばら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を、善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2・3 （略）

第三十六条 前条の場合において、当該債権が国の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。

一、六 （略）

七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載し、又は記録した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。

八、十一 （略）

（債権現在額報告書）

第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までに消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

（国会への報告等）

第四十条 財務大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額総計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、前項の債権現在額総計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

3 内閣は、第一項の債権現在額総計算書に基き、毎年度末における国の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。財務大臣は、前条の報告書に基き、物品増減及び現在額総計算書を作成しなければならない。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第四十条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続その他の行為については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第四十条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている報告書等（報告書、債権現在額総計算書その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該報告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該報告書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該報告書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第四十条の四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による報告書等の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務大臣が定めるものをいう。次

項において同じ。）をもつて行うことができる。
2 前項の規定により報告書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該報告書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

○租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）（抄）

第九條（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）
（上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例）

一 公債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が第九條の三第二号に規定する公募により行われたもの（特定株式投資信託を除く。）
二 特定受益証券発行信託

2 内国法人又は恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託等の終了（当該上場証券投資信託等の信託の併合に係るものである場合に於ては、当該上場証券投資信託等の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。）以下この項において同じ。）又は一部解約により金銭その他の資産（恒久的施設を有する外国法人に対し支払われるものにあつては、当該恒久的施設に帰せられるものに限る。）以下この項及び次項において「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（以下この条において「上場証券投資信託等の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託等の終了又は一部の解約があつた日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 7（略）

（青色申告特別控除）

第二十五條の二（青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人のその承認を受けている年分（第三項の規定の適用を受ける年分を除く。）の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額は、所得税法第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第三十二條第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は山林所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除した金額とする。）
一 十万円
二 所得税法第二十六條第二項、第二十七條第二項又は第三十二條第三項の規定により計算した不動産所得の金額、事業所得の金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、同項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額に対応する部分の金額を除く。第三項第二号において同じ。）又は山林所得の金額の合計額

3 2

（略）

青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（所得税法第六十七條の規定の適用を受ける者を除く。）が、同法第四十八條第一項の規定により、当該事業につき帳簿書類を備え付けてこれにその承認を受けている年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額に係る取引を記録している場合（これらの所得の金額に一切の取引の内容を詳細に記録している場合として財務省令で定める場合に限る。）には、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額のうちいずれか低い金額を六条第二項又は第二十七條第二項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額から次に掲げる金額のうちいずれか低い金額

を控除した金額とする。

一 五十五万円

4 所得税法第二十六条第二項又は第二十七条第二項の規定により計算した不動産所得の金額又は事業所得の金額の合計額

中「五十五万円」とあるのは、「六十五万円」として、同項の規定を適用することができ、同項第一号

一 その年における前項に規定する帳簿書類のうち財務省令で定めるものにあつては、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に係る法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項又は第五条第一項の承認を受けて、財務省令で定めるところに

より、当該帳簿書類に係る同法第二条第三号に規定する電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の

同条第七号に規定する電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を行っていること。

二 その年の所得税の確定申告書の提出期限までに、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十

号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、財務省令で定めるところにより、当該確定申告書に記載

すべき事項（前項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項を含む。）及び前項に規

定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額

の計算に関する明細書に記載すべき事項に係る情報を送信したこと。

5・6（略）

5（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）

2（略）

24（略）

5 付与決議に基づく契約により取締役等又は権利承継相続人に特定新株予約権等を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該特

定新株予約権等の付与に関する調書（以下この条において「特定新株予約権等の付与に関する調書」という。）を、その付与をした日の属

する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

6 第一項第六号に規定する取決めに従い特定株式又は承継特定株式につき振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、

若しくは管理等信託を引き受けている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより、当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交

付その他の異動状況に関する調書（以下この条において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）を、毎年一月三十一日までに、

税務署長に提出しなければならない。

7（略）

7（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）

2（略）

26（略）

7 金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等に開設されていた特定口座がある場合には、財務省令で定めるところに

より、当該特定口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名及び住所、その年中に当該特定口座において処理された上場

株式等の譲渡の対価の額、当該上場株式等の取得費の額、当該譲渡に要した費用の額、当該譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、当該特

定口座に受け入れた第三十七条の十一の六第一項に規定する上場株式等の配当等（次項及び第十一項において「上場株式等の配当等」とい

う。）の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書二通を作成し、その年の翌年一月三十一日（年の中途中途で上場株式等保管委託契

約又は上場株式等信用取引等契約の解約による特定口座の廃止その他政令で定める事由が生じた場合には、当該事由が生じた日の属する月

の翌月末日）までに、一通を当該金融商品取引業者等の当該特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の一通を当該

居住者又は恒久的施設を有する非居住者に交付しなければならない。

8（略）

16（略）

第三十七条の十四（略）

- 2 4 (略)
- 5 1 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- 六 非課税適用確認書 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次項から第十項までの規定の定めるところにより第九項に規定する所轄税務署長から交付を受けた書類で、その者の氏名及び生年月日、非課税口座に新たに非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けることができる期間(以下この条において「勘定設定期間」という。)(イ)として次に掲げる期間(当該勘定設定期間がイ(1)に掲げるものである場合には、当該勘定設定期間及び平成二十五年一月一日(同日において国内に住所を有しない者にあつては、政令で定める日。次項第一号に於いて「基準日」という。)(ウ)における国内の住所)その他の財務省令で定める事項の記載のあるものをいう。
- イ 非課税管理勘定を設けることができる期間として、次に掲げる期間のいずれかの期間
- (1) 平成二十六年一月一日から平成二十九年十二月三十一日までの期間
- (2) 平成三十年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの期間
- ロ 累積投資勘定を設けることができる期間として、平成三十年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの期間
- 七・八 (略)
- 6 非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年十月一日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の九月三十日までの間に、金融商品取引業者等の営業所の長に提出(次の各号の申請書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該申請書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。)(ウ)をしなければならない。
- 一 前項第六号イ(1)に掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏名、生年月日、住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。)(ウ)及び個人番号(既に個人番号を告知している者として政令で定める者)(第九項において「番号既告知者」という。)(ウ)にあつては、氏名、生年月日及び住所。以下この項から第八項までにおいて同じ。)(ウ)並びにその者の基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書及び当該基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類
- 二 前項第六号イ(2)又はロに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏名、生年月日、住所及び個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した申請書
- 9 7 8 (略)
- 9 第六項各号の申請書の提出を受けた同項の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該申請書に記載された事項(番号既告知者から提出を受けた申請書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「申請事項」という。)(ウ)を、特定電子情報処理組織を使用する方法(財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法)をいう。以下この条及び次条において同じ。)(ウ)により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長(次項に於いて「所轄税務署長」という。)(ウ)に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該申請書につき帳簿を備え、当該申請書の提出をした者の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 26 10 25 (略)
- 10 当該提出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該廃止通知書を提出した居住者又は恒久的施設を有する非居住者(以下この項において「提出者」という。)(ウ)に係る第二十項又は第二十三項の規定による変更届出事項又は廃止届出事項(当該提出事項に係る廃止年月日と同一のものに限る。)(ウ)の提供の有無を確認するものとし、当該確認をした所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)(ウ)を使用する方法により提供しなければならない。
- 一 当該提出者に係る変更届出事項又は廃止届出事項の提供がある場合(次号に掲げる場合に該当する場合を除く。)(ウ) 当該金融商品取引

号に規定する申請等をいう。）が行われた場合において、当該申請等が行われた旨の証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するもの限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

○国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（抄）

（公売）

第九十四条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

（入札及び開札）

第一百条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。この場合において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をするに代えることができる。

2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

3 （略）

○中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（掛金）

第四十四条 掛金は、日を単位として定めるものとし、その額は、被共済者一人につき、三百円以上八百円以下の範囲において、特定業種退職金共済規程で定める。

2 掛金の日額には、十円未満の端数があつてはならない。

3 掛金の日額は、特定業種ごとに、単一の金額でなければならない。

4 共済契約者は、被共済者に賃金を支払うつど、退職金共済手帳に退職金共済証紙をはりつけ、これに消印することによつて掛金を納付しなければならない。

5 退職金共済手帳、退職金共済証紙その他掛金の納付に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、

住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 （略）

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三百三十四号）（抄）

（電子情報処理組織の使用）

第二十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととして行っているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。）次項において同じ。）を使用して行うことができず、

2 消費者庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二条において準用する民

○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）（抄）

は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその同項第二号に規定する営業所等を通じて特定取引（同項第

る特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び特定居住地国（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に

る方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地（租税条約等実施特例法第十条の六第一項に規定する政令

の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として総務省

2 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

である租税条約等実施特例法第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号に規定する特定組合員を含む

う。以下この号において同じ。）で、当該特定法人に係る同項第五号に規定する実質的支配者の特定居住地国が報告対象国である特定法

る事項その他の総務省令、財務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

で、あることについては、この条に規定するところにより、次の事項（第二号）の期間を以て、法律省令で定めるものに限る。（注）
証明を請求する

電磁的記録に記録することができる情報が印鑑提出者の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該情報が他の

- 情報に改変されているかどうかを確認することができる等印鑑提出者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務省令で定めるものについて、当該印鑑提出者が当該措置を講じたものであることを確認するために必要な事項
- 二 この項及び第三項の規定により証明の請求は、同項各号の事項を明らかにしてしなければならない。証明の請求をすることができる期間
- 三 前項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、併せて、自己に係る登記事項であつて法務省令で定めるものの証明を請求することができる。
- 四 第一項の規定により証明を請求する印鑑提出者は、政令で定める場合を除くほか、手数料を納付しなければならない。
- 五 第一項及び第三項の規定による証明は、法務大臣の指定する登記所の登記官がする。ただし、これらの規定による証明の請求は、第一項の登記所を経由してしなければならない。
- 六 第一項及び前項の指定は、告示してしなければならない。
- 七 第一項の規定により証明を請求した印鑑提出者は、同項第二号の期間中において同項第一号の事項が当該印鑑提出者が同号の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項でなくなつたときは、第五項本文の登記所に対し、第一項の登記所を経由して、その旨を届け出ることができる。
- 八 何人でも、第五項本文の登記所に対し、次の事項の証明を請求することができる。
- 一 第一項及び第三項の規定により証明した事項の変更（法務省令で定める軽微な変更を除く。）の有無
- 二 第一項第二号の期間の経過の有無
- 三 前項の届出の有無及び届出があつたときはその年月日
- 四 前三号に準ずる事項として法務省令で定めるもの
- 九 第一項及び第三項の規定による証明並びに前項の規定による証明及び証明の請求は、法務省令で定めるところにより、登記官が使用する電子計算機と請求をする者が使用する電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法その他の方法によつて行うものとする。
- 一〇 前項に規定する証明及び証明の請求については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号以下「情報通信技術利用法」という。）第三条及び第四条の規定は、適用しない。
- （手数料）
- 第十三条 第十条から前条までの手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して、政令で定める。
- 二 第十条から前条までの手数料の納付は、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。
- （受付）
- 第二十一条 登記官は、登記の申請書を受け取つたときは、受付帳に登記の種類、申請人の氏名、会社が申請人であるときはその商号、受付の年月日及び受付番号を記載し、申請書に受付の年月日及び受付番号を記載しなければならない。
- 二 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする登記の申請については、前項の規定中申請書への記載に関する部分は、適用しない。
- 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）（抄）
- （登録）
- 第十五条 不動産鑑定士となる資格を有する者が、不動産鑑定士となるには、国土交通省に備える不動産鑑定士名簿に、氏名、生年月日、住所その他国土交通省令で定める事項の登録を受けなければならない。
- （登録の手続）
- 第十七条 不動産鑑定士の登録を受けようとする者は、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、登録申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の登録申請書には、不動産鑑定士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定による書類の提出があつたときは、遅滞なく、不動産鑑定士の登録をしなければならない。
- 3 (変更の登録)
- 第十八条 不動産鑑定士は、第十五条の規定により登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、変更の登録を国土交通大臣に申請しなければならない。
- (死亡等の届出)
- 第十九条 不動産鑑定士が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- 一 死亡したとき。相続人
- 二 第十六条第二号に該当するに至つたとき。成年後見人又は保佐人
- 三 第十六条第三号から第五号までの一に該当するに至つたとき。本人
- 2 前項の届出は、届出に係る不動産鑑定士の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。
- (登録の消除)
- 第二十条 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該不動産鑑定士の登録を消除しなければならない。
- 一 本人から登録の消除の申請があつたとき。
- 二 前条第一項の規定による届出があつたとき。
- 三 前条第一項の規定による届出がなく、同項各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
- 四 偽りその他の不正の手段により不動産鑑定士の登録を受けたことが判明したとき。
- 五 第十三条第一項の規定により不動産鑑定士試験の合格の決定を取り消されたとき。
- 2 前項第一号の申請は、申請者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。
- (不動産鑑定業者の登録)
- 第二十一条 不動産鑑定業者を営もうとする者は、二以上の都道府県に事務所を設ける者にあつては国土交通省に、その他の者にあつてはその事務所の所在地の属する都道府県に備える不動産鑑定業者登録簿に登録を受けなければならない。
- 2 (略)
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き不動産鑑定業者を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4・5 (略)
- (登録の申請)
- 第二十三条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、二以上の都道府県に事務所を設けて不動産鑑定業者を営む者にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して国土交通大臣に、その他の者にあつてはその事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。
- 一 名称又は商号
- 二 個人であるときはその氏名、法人であるときはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節において同じ。)の氏名
- 三 事務所の名称及び所在地
- 四 事務所ごとの専任の不動産鑑定士の氏名(不動産鑑定士である登録申請者がみずから実地に不動産の鑑定評価を行なう事務所にあつては、その旨)
- 2 前項の登録申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 不動産鑑定業経歴書
- 二 事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面

三 第二十五条各号に該当しないことを誓約する書面
四 第三十五条第一項に規定する要件を備えていることを証する書面
五 その他国土交通省令で定める書面

(登録換え)

第二十六条 不動産鑑定業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。

一 国土交通大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における事務所を廃止するとき。

二 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県以外の都道府県にも事務所を設けるととき。

三 都道府県知事の登録を受けている者が、その都道府県における事務所を廃止して、他の都道府県に事務所を設けるととき。

二 前項の規定による国土交通大臣への申請は、申請者の主たる事務所を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

三 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は国土交通大臣に通知しなければならない。

四 (略)

(変更の登録)

第二十七条 不動産鑑定業者は、第二十三条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

二 不動産鑑定業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書をその不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、その変更が法人の役員の増員若しくは交代又は事務所の新設によるものであるときは、申請書にその役員又は事務所に関する第二十三条第二項第三号又は第四号に掲げる書面を添附しなければならない。

三 前項の規定による申請書の国土交通大臣への提出は、申請者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

四 (略)

(廃業等の届出)

第二十九条 不動産鑑定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その不動産鑑定業者の登録をした国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 不動産鑑定業者を廃止したとき。不動産鑑定業者であつた個人又は不動産鑑定業者であつた法人を代表する役員

二 死亡したとき。相続人

三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき。破産管財人

四 法人が合併により解散したとき。法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の理由により解散したとき。清算人

六 第二十五条第一号から第三号まで、第六号又は第七号に該当するに至つたとき。不動産鑑定業者

二 前項の規定による国土交通大臣への届出は、届出に係る不動産鑑定業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して行わなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等の特例)

第五十三条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により、国土交通大臣が第十七条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十三条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項又は第二十九条第一項の規定による申請又は届出(国土交通大臣に対するものに限る。以下この条において「申請等」という。)を同法第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができるものとしたり、当該電子情報処理組織を使用して行う申請等は、それぞれ第十七条第一項、第十八条、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十三条第一項、第二十六条第二項、第二十七条第三項又は第二十九条

第二項の規定にかかわらず、都道府県知事を経由して行うことを要しない。

○所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

第二十二号（支払調書及び支払通知書）

第二百二十五条 次の各号に掲げる者は、財務省令で定めるところにより、当該各号に規定する支払（第十号及び第十一号に規定する交付並びに第十三号に規定する差金等決済を含む。）に關する調書を、その支払（当該交付及び当該差金等決済を含む。）の確定した日（第一号又は第八号に規定する支払に關する調書のうち無記名の公債の利子又は無記名の貸付信託、公債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る収益の分配に關するもの及び第二号又は第八号に規定する支払に關する調書のうち無記名株式等の剰余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当をいう。）又は無記名の投資信託（公債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券に係る収益の分配に關するものについては、その支払をした日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年一月三十一日まで（第二号に規定する支払に關する調書並びに第八号に規定する支払に關する調書のうち第二号に規定する配当等及び第六十一号第一項第四号（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得に關するものについては、その支払の確定した日）から一月以内とし、第十四号に規定する支払に關する調書については、その支払の確定した日の属する月の翌月末日までとする。）に、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者又は内国法人に対し国内において第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等の支払をする者（当該利子等のうち、国外において発行された公債又は公債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるもの、国内における公債の取扱者を含む。）

二 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者（当該配当等のうち、国外において発行された投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益権又は株式（資産の流動化に關する法律第二条第五項（定義）に規定する優先出資、公募公社債等運用投資信託以外の公債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権を含む。）に係るもので居住者又は内国法人に対して支払われるもの、国内における公債の取扱者を含む。）

三 居住者又は内国法人に対し国内において第二十四条第一項各号（報酬、料金等に係る源泉徴収義務）に掲げる報酬、料金、契約金若しくは賞金、第二十九条の二（定期積金の給付補填金等に係る源泉徴収義務）に規定する給付補填金、利息、利益若しくは差益又は第二百十号（匿名組合契約等の利益の分配に係る源泉徴収義務）に規定する利益の分配につき支払をする者

四 居住者又は内国法人に対し国内において生命保険契約（保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社若しくは同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をい、当該外国生命保険会社等が国外において締結したものを除く。第六号において同じ。）に基づく保険金その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

五 居住者又は内国法人に対し国内において損害保険契約（保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約又は同条第十八項に規定する少額短期保険業者の締結したこれに類する保険契約をい、当該外国損害保険会社等が国外において締結したものを除く。次号において同じ。）に基づく給付その他これに類する給付で政令で定めるものの支払をする者

六 生命保険契約、損害保険契約その他これらに類する共済に係る契約の締結の代理をする居住者又は内国法人に対し国内においてその報酬の支払をする者

七 削除

八 非居住者又は外国法人に対し国内において第六百六十一条第一項第四号若しくは第六号から第十六号までに掲げる国内源泉所得又は第二百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金の支払をする者

九 前号に該当するものを除くほか、国内において不動産、不動産の上存する権利、船舶若しくは航空機（以下この号において「不動産等」という。）の貸付け（地上権又は永小作権の設定その他他人に不動産等を使用させることを含む。以下この号において「不動産等」という。）の譲渡に係る対価又は不動産等の売買若しくは貸付けのあつせんに係る手数料の支払をする法人又は不動産業者（政令で定

めるものに限る。）である個人
十 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価の支払をする同条第三項に規定する金銭等の交付をする同項に規定する交付をする
十一 恒久的施設を有しない非居住者、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二十六条（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるものに限る。）又は外国法人に対し国内において第二十四条の三第四項に規定する償還金等のうち政令で定めるものの交付をする同項に規定する交付をする者
十二 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において第二十四条の四（信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者
十三 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つた第二十四条の五第二項（先物取引の差金等決済をする者の告知）に規定する差金等決済に係る同項に規定する先物取引の同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者
十四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する金地金等の譲渡の対価の支払をする同条に規定する支払者

2 4 (略)

2 (源泉徴収票)

第二百二十六条 居住者に対し国内において第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（第八十四条（源泉徴収を要しない給与等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる給与等を除く。以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した給与等について、その給与等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日まで（年の中途において退職した居住者については、その退職の日以後一月以内）に、一通を税務署長に提出し、他の一通を給与等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより当該税務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 居住者に対し国内において第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等（第二百条（源泉徴収を要しない退職手当等の支払者）の規定によりその所得税を徴収して納付することを要しないものとされる退職手当等を除く。以下この章において「退職手当等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その年の以後一月以内に、一通を税務署長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を税務署長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 居住者に対し国内において第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等（以下この章において「公的年金等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その年の以後一月以内に、一通を税務署長に提出し、他の一通を公的年金等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日まで、一通を税務署長に提出し、他の一通を公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 5 (略)

4 (信託の計算書)

第二百二十七条 信託（第十三条第一項ただし書（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。）の受託者は、財務省令で定めるところにより、その信託の計算書を、信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この条において同じ。）については毎事業年度終了後一月以内に、信託会社以外の受託者については毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書）
第二百二十七条の二 有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項（有限責任事業組合契約）に規定する有

限責任事業組合契約によつて成立する同法第二条（定義）に規定する有限責任事業組合の業務を執行する同法第二十九条第三項（会計帳簿の作成及び保存）に規定する組合員又は投資事業有限責任組合契約によつて成立する同法第二条第二項（定義）に規定する投資事業有限責任組合の業務を執行する無限責任組合員は、財務省令で定めるところにより、当該有限責任事業組合又は投資事業有限責任組合に係る各組合員（当該有限責任事業組合契約又は投資事業有限責任組合契約に定める計算期間の中途において脱退又は加入をした組合員を含む。）に生ずる利益の額又は損失の額につき、当該有限責任事業組合又は投資事業有限責任組合に係る組合員所得に関する計算書を、当該計算期間の終了の日の属する年の翌年一月三十一日（当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が提出する場合には、同日又は政令で定める日のいずれか遅い日）までに、税務署長に提出しなければならない。

（名義人受領の配当所得等の調書）

2 第二百二十八条 業務に關連して他人のために名義人として第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等の支払を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等（第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に關する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

3 業務に關連して他人のために名義人として第二十四条の三第二項（株式等の譲渡の対価の受領者の告知）に規定する株式等の譲渡の対価（同条第三項に規定する金銭等及び同条第四項に規定する償還金等を含む。以下この項において同じ。）の支払（同条第三項及び第四項に規定する交付を含む。以下この項において同じ。）を受ける者は、財務省令で定めるところにより、当該株式等の譲渡の対価（第二百二十五条第一項に規定する調書又は前条に規定する計算書を提出するものを除く。）に關する調書を、その支払を受けた日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

第二百二十四条の二（譲渡性預金の譲渡等に關する告知）に規定する譲渡性預金の受入れをする者は、同条に規定する譲渡又は譲受けに關する告知書を受領した場合には、財務省令で定めるところにより、当該譲渡性預金の譲渡又は譲受けに關する調書を、当該告知書を受領した日の属する月の翌月末日までに、税務署長に提出しなければならない。

（新株予約権の行使に關する調書）

第二百二十八条の二 個人又は法人に対し会社法第二百三十八条第二項（募集事項の決定）の決議（同法第二百三十九条第一項（募集事項の決定の委任）の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項（公開会社における募集事項の決定の特則）の規定による取締役会の決議を含む。）により同法第二百三十八条第一項の新株予約権（当該新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件又は金額であることとされるものその他の政令で定めるものに限る。）若しくは同法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の新株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第二百七十七条（新株予約権無償割当て）の規定による改正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の一部改正）の規定による修正前の商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ二十一第一項（新株予約権の有利発行の決議）の決議により同項に規定する新株予約権の発行又は割当て（当該発行又は割当てが金銭の払込みを要しないこととするものその他これに類するもので政令で定めるものに限る。）をした株式会社は、当該発行又は割当てをした当該新株予約権の行使があつた場合には、財務省令で定めるところにより、その行使をした個人又は法人の当該新株予約権の行使に關する調書を、当該行使をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（株式無償割当てに關する調書）

第二百二十八条の三 個人又は法人に対し会社法第三百二十二条第一項（ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会）の決議（同条第二項の規定による定款の定めを含む。）により同法第八十五条（株式無償割当て）に規定する株式無償割当て（著しく低い価額の対価による割当てとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）をした株式会社は、財務省令で定めるところにより、その割当てを受けた個人又は法人の当該株式無償割当てに關する調書を、当該株式無償割当ての効力を生ずる日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

（外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に關する調書）

第二百二十八条の三の二 外国法人がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式（議決権のあるものに限る。）若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める関係にある内国法人の役員（法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）若しくは使用人（役員又は使用人であつた者を含む。）で次の者を含む。）で次に掲げる者のいづれかに該当するもの（以下この条において「役員等」と総称する。）が、当該役員等と当該役員等に係るこれらの外国法人に掲げる者のいづれかに該当するもの（以下この条において「役員等」と総称する。）が、当該役員等と当該役員等に係るこれらの外国法人額で取得することができ、権利その他の政令で定める権利に基づき当該外国親会社等から当該外国親会社等が発行する株式を無償又は有利な価額（以下この条において「外国親会社等」という。）との間の契約により付与された当該外国親会社等が金銭その他の経済的利益の交付、支払又は供与（以下この条において「供与等」という。）を受けた場合、当該内国法人又は営業所等の長は、財務省令で定めるところにより、その経済的利益の供与等を受けた役員等の当該外国親会社等の経済的利益の供与等に関する調査を、当該供与等を受けた日の属する年の翌年三月三十一日（第二号に掲げる者に該当するものに係る調査にあつては、翌年四月三十日）までに、税務署長に提出しなければならない。

一 居住者

二 非居住者のうち、当該供与等を受けた経済的利益の価額の全部又は一部が第六十一条第一項（国内源泉所得）に規定する国内源泉所得となるものを受けた者

（支払調書等の提出の特例）

第二百二十八条の四 第二百二十五条第一項（支払調書）、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二百二十七条から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」という。）のうち、当該調書等の提出期限の属する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものについては、当該調書等を提出すべき者は、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいづれかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

2 調書等を提出すべき者（前項の規定に該当する者を除く。）が、政令で定めるところにより第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで若しくは第二百二十七条から前条までに規定する税務署長（次項において「所轄の税務署長」という。）の承認を受けた場合又はこれらの規定により提出すべき調書等の提出期限の属する年以前の各年のいづれかの年において前項の規定に基づき記載事項を記録した光ディスク等を提出した場合、その者が提出すべき調書等の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもつて当該調書等の提出に代えることができる。

3 調書等を提出すべき者が、政令で定めるところにより所轄の税務署長の承認を受けた場合には、その者は、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定及び第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいづれかの方法により、当該調書等の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

4 第一項又は前項の規定により行われた記載事項の提供及び第二項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定により行われたもの、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項から第三項まで又は第二百二十七条から前条までの規定並びに国税通則法第七章の二（国税の調査）及び第二百二十八条（罰則）の規定を適用する。

○法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）
（電子情報処理組織による申告）

第七十五条の三 特定法人である内国法人は、第七十一条（中間申告）、第七十二条（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）若しくは第七十四条（確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書若しくはこれらの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により行なうこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により行なうこととされ、添付すべきものとされている書類（以下この項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている各事業年度の所得に対する法人税の申告については、申告書記載事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらじめ税務署長に届け出て行う電子情報の処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機回線で接続した電子情報処理組織を含む。）以下この項及び第四項において同じ。）とその他の申告をする内国法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行なうことができる。

二 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該事業年度開始の時ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

三 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

四 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

五 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二百七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならない。

六 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

七 連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。））については、第一項及び前項の規定は、適用しない。）

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十五条の四 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないので納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することは、当該税務署長が指定する期間内に、行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

二 前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日（同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期

3 限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。その申請を却下することができる。前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下する。

4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8 第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第九十一条の二十四の二 特定法人である連結親法人は、第八十一条の十九（連結中間申告）、第八十一条の二十（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）若しくは第八十一条の二十二（連結確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、連結中間申告書若しくは連結確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条及び次条第一項において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又はこれにこの法律（これに基づく命令を含む。）若しくは国税通則法第十八条（修正申告）若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている法人税の申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第三項において「申告書記載事項」という。）を、財務省令で定めるところによりあらじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下この項及び第四項において同じ。）とその申告をする連結親法人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下この項及び第四項において同じ。）と財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法により行うことができる。

二 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該連結事業年度開始の時に、おける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

三 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

四 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務署長に到達したものとみなす。

五 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については、第一項の連結親法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らかにする措置を講じなければならぬ。

ればならない。

6 第一項の規定は、適用しない。

(電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例)
第八十一条の二十四の三 前条第一項の連結親法人が、電

用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2. 第七十五條の四第項から第五項まで（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定は前項の承認について、同条第六項から第八項までの規定は前項の規定の適用を受けている連結親法人について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「同項の規定の」とあるのは「第八十一条の三第二項（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）の規定の」と、「第七十四條第一項（確定申告）」とあるのは「第八十一条の三第二項（連結確定申告）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第八十一条の三第一項」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の三第一項（電子情報処理組織による申告）」と、「第一項の承認」とあるのは「第八十一条の三第一項の承認」と、同条第八項中「前条第一項」とあるのは「第八十一条の三第一項」と、「つき第一項」とあるのは「つき第八十一条の三第一項」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十五 連結子法人は、各連結事業年度に係る第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限までに、当該連結事業年度に係る第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第十五条第一項（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎となる他の財務省令で定める事項（以下この条において「個別帰属額等」という。）を記載した書類に当該連結事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付し、これを当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項（電子情報処理組織による申告）又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申告）の規定により、第八十一条の二十四の二第二項の申告又は地方税法第十九条の二第二項の申告を行った場合において、財務省令で定めるところにより、これらの申告に係る連結子法人の個別帰属額等及び前項に規定する財務省令で定める書類に記載すべきものとされている事項を第八十一条の二十四の二第一項、同法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該連結事業年度の個別帰属額等を記載した書類に当該事項を記載した同項に規定する財務省令で定める書類を添付して、これを同項に規定する所轄税務署長に提出したものとなす。

3 連結子法人は、第一項の規定により提出した書類に記載した個別帰属額等に異動があつた場合（修正申告書の提出により異動があつた場合に限る。）には、速やかに、その本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を提出しなければならない。

4 連結親法人が、第八十一条の二十四の二第一項、地方法人税法第十九条の二第一項又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

る法律第三条第一項の規定により修正申告を行った場合において、財務省令で定めるところにより、当該修正申告により異動した連結子法人の異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項をこれらの規定に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の財務省令で定める方法により提供したときは、当該連結子法人が前項の規定により当該異動後の個別帰属額等その他参考となるべき事項を記載した書類を同項に規定する所轄税務署長に提出したものとみなす。

○母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）

(知識の普及)

第九条 都道府県及び市町村は、母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持及び増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的又は集団的に、必要な指導及び助言を行い、並びに地域住民の活動を支援すること等により、母子保健に関する知識の普及に努めなければならない。

(保健指導)

第十条 市町村は、妊産婦若しくはその配偶者又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は医師、歯科医師、助産師若しくは保健師について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

(新生児の訪問指導)

第十一条 市町村長は、前条の場合において、当該乳児が新生児であつて、育児上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして当該新生児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。ただし、当該新生児につき、第十九条の規定による指導が行われるときは、この限りでない。

2 前項の規定による新生児に対する訪問指導は、当該新生児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児

二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の厚生労働省令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならぬ。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

(妊産婦の訪問指導等)

第十四条 第十三条第一項の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者については、医師、助産師、保健師又はその他の職員をして、その妊産婦を訪問させて必要な指導を行わせ、妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病にかかつている疑いのある者については、医師又は歯科医師の診療を受けることを勧奨するものとする。

2 市町村は、妊産婦が前項の勧奨に基づいて妊娠又は出産に支障を及ぼすおそれがある疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けるために必要な援助を与えるように努めなければならない。

(未熟児の訪問指導)

第十五条 市町村長は、その区域内に現在地を有する未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師、保健師、助産師又はその他の職員をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

2 第十二条 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センターを設置するように努めなければならない。

より、母子健康包括支援センターは、第一号から第四号までに掲げる事業を行い、又はこれらの事業に併せて第五号に掲げる事業を行うことに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。

二 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

三 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

四 母性及び児童の保健医療又は福祉に関する保健指導を行うこととの連絡調整その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関し、厚生労働省令で定める支援を行うこと。

五 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと(前各号に掲げる事業を除く。)

3 市町村は、母子健康包括支援センターにおいて、第九条の相談、指導及び助言並びに第十条の保健指導を行うに当たっては、児童福祉法第二十一条の十一第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに同条第二項のあつせん、調整及び要請と一体的に行うように努めなければならない。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（非課税登記等）

第五条 次に掲げる登記等（第四号又は第五号に掲げる登記又は登録にあつては、当該登記等がこれらの号に掲げる登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付して受けるものに限る。）については、登録免許税を課さない。

一、十二（略）

十三 相続又は法人の合併若しくは分割に伴い相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人若しくは分割により設立する法人若しくは事業を承継する法人が、被相続人又は合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の受けた別表第一第三十三号から第六十号までに掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定を引続き受ける場合における当該登録、特許、免許、許可、認可、認定又は指定

十四（略）

（納税地）

第八条 登録免許税の納税地は、納税義務者が受ける登記等の事務をつかさどる登記所その他の官署又は団体（以下「登記官署等」という。）の所在地（第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。

2 第二十九条第一項若しくは第二項の規定により徴収すべき登録免許税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る登録免許税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一、五（略）

（現金納付）

第二十一条 登記等を受ける者は、この法律に別段の定めがある場合を除き、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該登記等の申請書にはり付けて当該登記等に係る登記官署等に提出しなければならない。

（印紙納付）

第二十二条 登記等（第二十四条第一項に規定する免許等を除く。）を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書にはり付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができる。

（嘱託登記等の場合の納付）

第二十三条 官庁又は公署が別表第一一号から第三十一号までに掲げる登記等を受ける者のために当該登記等を登記官署等に嘱託する場合には、当該登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を当該官庁又は公署に提出しなければならない。この場合において、当該官庁又は公署は、当該領収証書を当該登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

2 前項の場合において、登録免許税の額が三万円以下であるときは、登記等を受ける者は、同項の規定にかかわらず、同項の嘱託する官庁又は公署に対し、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を提出して登録免許税を国に納付することができる。この場合において、当該官庁又は公署は、当該印紙を同項の登記等の嘱託書にはり付けて登記官署等に提出するものとする。

（免許等の場合の納付の特例）

第二十四条 別表第一に掲げる登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明で政令で定めるもの（以下この章において「免許等」という。）につき課されるべき登録免許税については、当該免許等を受ける者は、当該免許等に係る登記機関が定めた期限までに、当該

規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第二項に規定する差額に相当する登録免許税を当該方法により国に納付することができる。

(納期限)

第二十七条 登録免許税を納付すべき期限は、次の各号に掲げる登録免許税の区分に応じ、当該各号に定める時又は期限とする。

一 次号に掲げる登録免許税以外の登録免許税 当該登録免許税の納付の基因となる登記等を受ける時

二 免許等に係る登録免許税で当該登録免許税に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項の期限が当該登録免許税の納付の基因となる免許等を受ける日後であるもの 当該期限

(納付不足額の通知)

第二十八条 登記機関は、登録免許税の納期限後において登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第二項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知ったときは、遅滞なく、当該登記等を受けた者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならぬ。

2 前項の通知は、登記等を受けた者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者（当該登記等が登記又は登録の権利者及び義務者の申請に係るものである場合には、当該権利者のうちから選定した者）の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

(税務署長による徴収)

第二十九条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三条まで（第二十四条の二第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十四条、第二十四条の二第二項又は第二十六条第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知った場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

(過誤納金の還付等)

第三十一条 登記機関は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、遅滞なく、当該各号に定める登録免許税の額その他政令で定める事項を登記等の申請をした者又は登記等を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち登記機関の選定した者）の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請が却下されたとき（第四項において準用する第三項の証明をする場合を除く。） 当該納付された登録免許税の額

二 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあったとき（第三項の証明をする場合を除く。） 当該納付された登録免許税の額

三 過大に登録免許税を納付して登記等を受けたとき 当該過大に納付した登録免許税の額

2 登記等を受けた者は、当該登記等の申請書（当該登記等が官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合にあつては財務省令で定める書類とする。）に記載した登録免許税の課税標準又は税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていないかつたこと又は当該計算に誤りがあったことにより、登録免許税の過誤納があるときは、当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等に係る第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する期限が当該免許等を付した日後であるときは、当該期限）から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、その旨を登記機関に申し出て、前項の通知をすべき旨の請求をすることができる。

3 登記機関は、登記等を受ける者から登記等の申請の取下げにあわせて、当該登記等の申請書（当該登記等が第二十三条の官庁又は公署の嘱託による場合にあつては当該登記等の嘱託書とし、当該登記等が免許等である場合又は第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。次項において同じ。）には

り付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該取下げの日から一年以内に再使用したい旨の申出があつたときは、政令で定めるところにより、当該領収証書又は印紙につき再使用することができる証明をすることができ、この場合には、第五項の申出があつたときを除き、当該証明を受けた領収証書又は印紙に係る登録免許税は、還付しない。

4 前項の規定は、登記機関が、登記等の却下に伴い当該登記等の申請書を当該申請者に返付する場合において、当該申請書にはり付けられた登録免許税の領収証書又は印紙で使用済みの旨の記載又は消印がされたものを当該登記官署等における登記等について当該却下の日から一年以内に再使用させることを適当と認めるときについて準用する。

5 第三項（前項において準用する場合を含む。）の証明を受けた者は、当該証明に係る領収証書又は印紙を再使用しないこととなつたときは、当該証明をした登記機関に対し、当該証明のあつた日から一年を経過した日までに、政令で定めるところにより、当該証明を無効とするとともに、当該領収証書で納付した登録免許税又は当該印紙の額に相当する登録免許税の還付を受けたい旨の申出をすることができ、この場合において、当該申出があつたときは、当該申出を新たな登記等の申請の却下又は取下げとみなして第一項の規定を適用する。

6 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付に係る登記等を受けることをやめる場合には、当該登録免許税を納付した者は、当該納付した日から六月を経過する日までに、政令で定めるところによりその旨を登記機関に申し出て、当該登録免許税の額その他政令で定める事項を当該登録免許税を納付した者の当該登録免許税に係る第八条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し通知をすべき旨の請求をすることができる。

7 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該納付した日から六月を経過する日までに当該登録免許税の納付に係る登記等の申請をしなかつた場合には、前項の請求があつたものとみなす。

8 登録免許税の過誤納金に対する国税通則法第五十六条から第五十八条まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日に納付があつたものとみなす。ただし、第四号に規定する登録免許税に係る過誤納金のうち同号に定める日後に納付された登録免許税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請を却下した場合（第四項において準用する第三項の証明をした場合を除く

。　　） 当該却下した日

二 第五項の申出があつた場合 当該申出があつた日

三 登録免許税を納付して登記等の申請をした者につき当該申請の取下げがあつた場合（第三項の証明をした場合を除く。） 当該取下げ

四 過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合 当該登記等を受けた日（当該登記等が免許等である場合において、当該免許等を受けた日が当該免許等に係る第二十七条第二号に定める期限前であるときは、当該期限）
があつた日

五 第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定める方法により登録免許税を納付した者が当該登録免許税の納付の基因となる登記等の申請をしなかつた場合 第六項の申出があつた日（同項の申出がなかつた場合には、前項に規定する六月を経過する日）（電子情報処理組織等を使用した登記等の申請等）

第三十五条 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は不動産登記法第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記等の申請又は嘱託は、行政手続等における情報通信の技術の利用

前項に規定する場合において、第四条第二項に規定する財務省令で定める書類の添付の方法その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、用する。

3. 登記を受ける者又は官庁若しくは公署が不動産登記法第十八条（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合には、当該登記の申請又は嘱託（当該磁気ディスクに係る部分に限る。）は、書面により行われ、財務省令で定める。

たものとみなして、この法律その他登録免許税に関する法令の規定を適用する。

4 前項の場合（登記の申請に必要な情報の全部を記録した磁気ディスクを提出して登記の申請又は嘱託を行った場合に限る。）において、当該登記につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から第二十三条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十一条中の「の申請書」とあり、並びに第二十三条第一項中の「の嘱託書」とあるのは「に係る登記機関の定める書類」と、同条第二項中の「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

5 第二項の規定は、第三項に規定する場合について準用する。

目次 ○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

第一章 （略）

第二章 住民基本台帳（第五条―第十五条）

第三章 戸籍の附票（第十六条―第二十条）

第四章 届出（第二十一条―第三十条）

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第一節 第三節 （略）

第四節 本人確認情報の保護（第三十条の二十四―第三十条の四十四）

第四章の三 外国人住民に関する特例（第三十条の四十五―第三十条の五十一）

第五章・第六章 （略）

附則

（国及び都道府県の責務）

第二条 国及び都道府県は、市町村の住民の住所又は世帯若しくは世帯主の変更及びこれらに伴う住民の権利又は義務の異動その他の住民としての地位の変更に關する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）その他の市町村の執行機関に対する届出その他の行為（次条第三項及び第二十一条において「住民としての地位の変更に關する届出」と総称する。）がすべて一の行為により行われ、かつ、住民に關する事務の処理がすべて住民基本台帳に基づいて行われるように、法制上その他必要な措置を講じなければならない。

（市町村長等の責務）

第三条 （略）

2 （略）

3 住民は、常に、住民としての地位の変更に關する届出を正確に行なうように努めなければならない。虚偽の届出その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならない。

4 何人も、第十一条第一項に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載をした事項に關する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人權を尊重するよう努めなければならない。

第二章 住民基本台帳

（住民票の記載等）

第八条 住民票の記載、消滅又は記載の修正（第十八条を除き、以下「記載等」という。）は、第三十条の三第一項及び第二項、第三十条の四第三項並びに第三十条の五の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四章若しくは第四章の三の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

（住民票の記載等のための市町村長間の通知）

第九条 （略）

2 市町村長は、その市町村の住民以外の者について戸籍に關する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載若しくは記録をした場合において、その者の住所地で住民票の記載等をすべきときは、遅滞なく、当該記載等をすべき事項をその住所地の市町村長に通

知しなければならない。

3 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて相手方である他の市町村の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

（選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会のお知らせ）

第十条 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項若しくは第二十六条の規定により選挙人名簿に登録したとき、又は同項若しくは同法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

（本人等の請求による住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に登録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に登録されている事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 4（略）

5 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

6 7（略）

（国又は地方公共団体の機関の請求による住民票の写し等の交付）

2 3（略）

4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項に規定する住民票の写しの交付の請求があつたときは、第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5（略）

（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例）

第十二条の四（略）

2 3（略）

4 前項の規定による通知を受けた交付地市町村長は、政令で定めるところにより、第一項の請求に係る住民票の写しを作成して、同項の請求をした者に交付するものとする。この場合において、交付地市町村長は、特別の請求がない限り、第七条第四号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。

5 6（略）

（住民基本台帳の脱漏等に関する委員会の通報）

第十三条 市町村の委員会（地方自治法第百三十八条の四第一項に規定する委員会をいう。）は、その事務を管理し、又は執行するに当たつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を当該市町村の市町村長に通報しなければならない。

（選挙人名簿との関係）

第十五条（略）

2 市町村長は、第八条の規定により住民票の記載等をしたときは、遅滞なく、当該記載等で選挙人名簿の登録に係る事項を当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

3（略）

第三章 戸籍の附票

(戸籍の附票の記載事項)
第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載（前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

一・二 (略)

三 住所

四 住所を定めた年月日

(戸籍の附票の記載等)

第十八条 戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正は、職権で行うものとする。

(戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知)

第十九条 (略)

第二十・三 (略)

4 第一項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、住所地の市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、総務省令で定める場合にあつては、この限りでない。

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 戸籍の附票に記録されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、これらの者が記録されている戸籍の附票（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村に於ては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。以下この条及び第四十六条において同じ。）を備える市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

2 国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票に記録されている者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、次に掲げる者から、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出がある旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

一・三 (略)

4 市町村長は、前三項の規定によるもののほか、当該市町村が備える戸籍の附票について、第十二条の三第三項に規定する特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が前項各号に掲げる者に該当することを理由として、戸籍の附票の写しが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該戸籍の附票の写しを交付することができる。

5 第十二条第二項から第四項まで、第六項及び第七項の規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項、第三項及び第五項の規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第六項まで及び第九項の規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、第十二条の三第四項第四号及び第九項中「第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。

(住民としての地位の変更に係る届出の原則)

第二十一条 住民としての地位の変更に係る届出は、すべてこの章及び第四章の三に定める届出によつて行うものとする。

(転出届)

第二十四条 転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定年月日を市町村長に届け出なければならない。

(世帯主が届出を行う場合)

第二十六条 世帯主は、世帯員に代わつて、この章又は第四章の三の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わつて、その届出をしなければならない。

ない。

(届出の方式等)

第二十七条 この章又は第四章の三の規定による届出は、政令で定めるところにより、書面でしなければならない。

2 市町村長は、この章又は第四章の三の規定による届出がされる場合において、現に届出の任に当たっている者に対し、総務省令で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の総務省令で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

3 (略)

(国民健康保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民健康保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(後期高齢者医療の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が後期高齢者医療の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(介護保険の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十八条の三 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が介護保険の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項である者に係る届出の特例)

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第二十九条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出の特例)

第二十九条の二 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が児童手当の支給を受けている者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その受給資格に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(米穀の配給を受ける者に係る届出の特例)

第三十条 この章又は第四章の三の規定による届出をすべき者が米穀の配給を受ける者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、米穀の配給に関する事項で政令で定めるものを付記するものとする。

(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

第三十条の六 市町村長は、住民票の記載、消滅又は第七条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報(住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号、第八号の二及び第十三号に掲げる事項(住民票の消滅を行った場合には、当該住民票に記載されているこれらの事項)並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等)

第三十条の七 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知に係る本人確認情報を、機構に通知するものとする。

2 (略)

3 第一項の規定による通知を受けた機構は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

(本人確認情報の誤りに関する機構の通報)

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。 4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第三十八条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。 （本人確認情報管理規程） 第三十条の十七 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務（以下「本人確認情報処理事務」という。）の実施に關し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 （略） 第三十条の二十五 都道府県知事は、第三十条の十三、第三十条の十五第一項若しくは第二項又は第三十七条第二項の規定により都道府県知事保存本人確認情報を提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の六第一項の規定に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。 2 機構は、第三十条の九から第三十条の十二まで、第三十条の十五第三項若しくは第四項又は第三十七条第二項の規定により機構保存本人確認情報又は住民票コードを提供し、又は利用する場合を除き、第三十条の七第一項の規定に係る本人確認情報を提供し、又は利用してはならない。 （苦情処理） 第三十条の三十六 都道府県知事又は機構は、この法律の規定により都道府県が処理する事務又は機構が行う本人確認情報処理事務の実施に關する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 （住民票コードの告知要求制限） 第三十条の三十七 （略） 2 （略） 3 機構は、本人確認情報処理事務の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。 4 （略） （都道府県の審議会の設置） 第三十条の四十 （略） 2 都道府県の審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県知事に建議することができる。 3 （略） 第三十条の四十一から第三十条の四十四まで 削除 （外国人住民についての適用の特例） 第三十条の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		第十二条第五項 、第五号及び第八号の二から第十四号まで 、第八号の二及び第十号から第十四号までに掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
--	--	---

(略)	(略)	(略)
第十二条の二第四項	第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号	第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
(略)	(略)	(略)

(行政手続法の適用除外)

第三十一条の二 この法律の規定により市町村長がする処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は適用しない。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第三十二条 この法律の規定による住民票及び戸籍の附票の作成については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条の規定は、適用しない。

(住民票に記載されている事項の安全保障等)

第三十六条の二 市町村長は、住民基本台帳又は戸籍の附票に関する事務の処理に当たっては、住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の住民票又は戸籍の附票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

(資料の提供)

第三十七条 国の行政機関又は都道府県知事は、それぞれの所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項に関して資料の提供を求めることができる。

2 (略)

第四十二条 第三十条の二十六又は第三十条の三十の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条の三十八第五項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 偽りその他の不正の手段により、第十二条から第十二条の三まで（これらの規定を第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書の交付を受け、第十二条の四（第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する住民票の写しの交付を受け、又は第二十条に規定する戸籍の附票の写しの交付を受けた者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は

法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して第四十三条、第四十五条又は第四十六条第一号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

第五十一条 偽りその他の不正の手段により第三十条の三十二第二項の規定による開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事務
(略)	(略)
三十一 法務省	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）による不動産の表題登記（同法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）の氏名若しくは名称若しくは住所についての更正の登記、表題部所有者についての変更の登記、所有権の保存若しくは移転の登記又は登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての更正の登記若しくは更正の登記に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)
五十七の三 社会保険診療報酬支払基金	特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）による同法第八条第一項の追加給付金若しくは同法第十九条の定期検査費等の支給又は同法第十六条第一項の特定B型肝炎ウイルス感染者定期検査費等受給者証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四 厚生労働省	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）による同法第十八条第一項の一般疾病医療費の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第二（第三十条の十関係）

提供を受ける通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）第二条の二第一項に規定する救助実施市（次項及び別表第四の一の二の項において「救助実施市	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

	「という。」の長	
一の三 災害救助法第二十条に規定する災害発生市町村（救助実施市を除く。以下この項及び別表第四の一の三の項において「災害発生市町村」という。）の長	災害救助法による同法第二十条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の四 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の五 市町村長	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の六 指定都市の長	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
一の七 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
(略)	(略)	
四 市町村長	予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
(略)	(略)	
五の十 市町村長	母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
(略)	(略)	

別表第三（第三十条の十一関係）

提供を受ける通知都道府県知事その他の執行機関	事務
一 都道府県知事	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 都道府県知事	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 都道府県知事	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四 都道府県知事	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二関係）

提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務
一 市町村長	災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答又は同法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の二 救助実施市の長	災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の三 災害発生市町村の長	災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の四 市町村長	被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務のうち、同法第四条第二項の規定により市町村長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの

	もの
一の五 市町村長	子ども・子育て支援法による同法第十一条の子どものための教育・保育給付の支給又は同法第五十九条の地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の六 指定都市の長	特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの
一の七 市町村長	公職選挙法による同法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をする場合に同法第四十四条第三項の規定により提示することとされている文書の交付に關する事務であつて総務省令で定めるもの
一の八 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)
三 市町村長	予防接種法による同法第五条第一項若しくは第六条第一項若しくは第三項の予防接種の実施、同法第十五条第一項の給付の支給又は同法第二十八条の実費の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)
四の十 市町村長	母子保健法による同法第十条の保健指導、同法第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条第一項の訪問指導、同法第十二条若しくは第十三条の健康診査、同法第十五条若しくは第十八条の届出、同法第十六条第一項の母子健康手帳の交付、同法第二十条第一項の養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は同法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第五（第三十条の十五関係）

- 一の一 災害対策基本法による同法第八十六条の十五第一項の安否情報の回答に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の二 災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の三 被災者生活再建支援法による同法第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの
- 一の四 特定非営利活動促進法による同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第六（第三十条の十五関係）

(略)

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「一般消費者等」とは、液化石油ガスを燃料（自動車用のものを除く。以下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスを一般消費者等に販売する事業（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第二項のガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業を除く。）をいう。

4（略）

（事業の登録）

第三条 液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行おうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2（略）

（登録行政庁の変更の場合における届出等）

第六条 第三条第一項の登録を受けた者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、同項の登録を受けた後次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合（第十条第一項の規定により他の液化石油ガス販売事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行おうとする場合を除く。）において第三条第一項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を従前の登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 経済産業大臣の登録を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつたとき。

二 都道府県知事の登録を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置することとなつたとき。

三 都道府県知事の登録を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつたとき。

（書面の交付）

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。当該交付した書面に記載した事項を変更したときは、当該変更した部分についても、同様とする。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 供給設備及び消費設備の管理の方法

四 第二十七条第一項第二号に規定する調査の方法及び同項第三号に規定する周知の方法

五 当該一般消費者等について第二十七条第一項各号に掲げる業務を行う第二十九条第一項の認定を受けた者の氏名又は名称

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が前項の規定に違反した場合においては、当該液化石油ガス販売事業者に対し、同項の規定による書面を交付し、又は同項各号に掲げる事項を記載した書面を再交付すべきことを命ずることができる。

（保安業務を行う義務）

第二十七条 液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）

一 供給設備を点検し、その供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく

、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備により液

化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務

二 消費設備を調査し、その消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、そ

の技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通

知する業務

三 液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生防止に關し必要な事項であつて経済産業省令で定める

ものを周知させる業務

四 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通

知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知つたときに、速やかにその措置を講ずる業務

二 前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第二十九条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務

の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用

しない。

三 （保安業務の委託）

第二十八条 液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名

押印をして相互に交付しなければならない。

一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法

三 前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

○ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）（抄）

第十条の五 平成二十九年一月一日以後に報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、その者（特定取引を行う者が

特定法人である場合において、当該特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取

引を行う者が特定組合員である場合にあつては、当該特定取引をその業務として行う当該特定組合員が締結している組合契約によつて成立

する組合とする。以下第十条の七までにおいて「特定対象者」という。）の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、

居住地図その他の総務省令、財務省令で定める事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関等の営業所等の長に提

出しなければならぬ。この場合において、当該報告金融機関等の営業所等の長は、総務省令、財務省令で定めるところにより、当該届出

書に記載されている事項を確認しなければならない。

二 （略）

七 この条から第十条の七までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 報告金融機関等 銀行その他の政令で定める者をいう。

二 営業所等 国内（この法律の施行地をいう。次条第一項において同じ。）にある営業所又は事務所（報告金融機関等のうち政令で定め

る者にあつては、政令で定める場所）をいう。

三 特定取引 預金又は貯金の預入れを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引をいう。

四 （略）

八 （略）

十 （略）

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第十條の六 報告金融機関等は、その年の十二月三十一日において、当該報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行つた者(その発行する株式が外国金融商品取引所において上場されている法人その他の政令で定める者を除く。)が報告対象契約を締結している場合には、その報告対象契約ごとに、特定対象者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、特定居住地位国(前条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書若しくは同条第四項の規定により提出された異動届出書に特定対象者の居住地位国として記載された国若しくは地域又は同条第二項若しくは第六項の規定により特定対象者の住所等所在地と認められる国若しくは地域として特定された国若しくは地域をいう。次項及び次条第一項において同じ。)及び当該報告対象契約に係る資産の価額、当該資産の運用、保有又は譲渡による収入金額その他の総務省令、財務省令で定める事項(以下この条及び第十條の八において「報告事項」という。)を、その年の翌年四月三十日までに、次に掲げる方法の方法のいずれかにより、当該報告金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地(当該報告金融機関等が国内に本店又は主たる事務所を有しない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める場所)の所轄税務署長に提供しなければならない。

一 総務省令、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。)を使用する方法として総務省令、財務省令で定める方法

二 当該報告事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令、財務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

三 前項に規定する報告対象契約とは、特定取引に係る契約のうち次に掲げるものをいう。

一 特定居住地位国が租税条約等の相手国等のうち総務省令、財務省令で定める国又は地域(以下この項において「報告対象国」という。)である者(特定居住地位国が報告対象国である組合契約によつて成立する組合の特定組合員を含む。)が締結しているもの

二 特定居住地位国が報告対象国以外の国又は地域である特定法人で、当該特定法人に係る実質的支配者の特定居住地位国が報告対象国である特定法人が締結しているもの

三 前二号に掲げるもののほか、報告金融機関等による報告が必要なものとして政令で定めるもの

第一項に規定する報告対象契約が終了した場合の報告事項の提供の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)(抄)

(手数料の納付)

第五十一條の三 次の各号のいずれかに掲げる者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。))を除く。は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国(機構の放出量確認(第十九條の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))に規定する放出量確認に相当する確認を含む。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者(機構)に納付しなければならない。

一 第九條の二第四項の確認(海上保安庁長官が行うものに限る。))を受けようとする者

二 第十一條の登録を受けようとする者

三 第十七條の二第二項第一号(第十七條の六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))の確認(第十七條の二第三項(第十七條の六において準用する場合を含む。))に規定する確認を含む。))を受けようとする者

四 第十七條の七第一項の規定による指定を受けようとする者

五 放出量確認(第十九條の七第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))及び第十九條の十八に規定する放出量確認に相当する確認を含む。次項において同じ。))及び原動機取扱手引書の承認を受けようとする者

六 二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認(第十九條の三十五第一項に規定する二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認に相当する承認を含む。))を受けようとする者

七 二酸化炭素放出抑制指標に係る確認(第十九條の三十五第二項に規定する二酸化炭素放出抑制指標に係る確認に相当する確認を含む。))を受けようとする者

八 国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした二酸化炭素放出抑制対象船舶に係る国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付を受けようとする者に限る。）

九 法定検査又は第十九条の五十三の検査を受けようとする者

十 海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者（船級協会が船級の登録をした検査対象船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）

十一 国際海洋汚染等防止証書の交付を受けようとする者

十二 国際大気汚染防止原動機証書、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書、海洋汚染等防止証書、臨時海洋汚染等防止証書、海洋汚染等防止検査手帳又は国際海洋汚染等防止型式承認又は書換えを受けようとする者

十三 第四十三条の九第一項の型式承認又は検定（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

2 前項の手数料の納付は、機構に納める場合を除き、収入印紙をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の確認、登録、指定、放出量確認、承認、検査、交付、再交付若しくは書換え又は型式承認若しくは検定に係る申請をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3 （略）

○自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）

第六条（納税地）
自動車重量税の納税地は、納税義務者が受ける自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（以下「協会」という。）の事務所の所在地（第十条の二に規定する財務省令で定める方法により自動車重量税を納付する場合にあつては、政令で定める場所）とする。

2 第十四条の規定により徴収すべき自動車重量税又は国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十六条第一項（還付）に規定する過誤納金に係る自動車重量税の納税地は、前項の規定にかかわらず、納税義務者が次の各号に掲げる場合のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場所とする。

一 この法律の施行地（以下この条において「国内」という。）に住所を有する個人である場合 その住所地

二 国内に住所を有せず居所を有する個人である場合 その居所地

三 国内に本店又は主たる事務所を有する法人である場合 その本店又は主たる事務所の所在地

四 前三号に掲げる場合を除き、国内に事務所、営業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）を有する者である場合 その事務所、営業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上ある場合には、政令で定める場所）を有する者である場合

五 前各号に掲げる場合以外の場合 政令で定める場所

（検査自動車について）
第八条 自動車検査証の交付等を受ける者は、その自動車検査証の交付等を受ける時までに、当該検査自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該自動車検査証の交付等を行う国土交通大臣若しくはその権限の委任を受けた地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

（届出軽自動車について）
第九条 車両番号の指定を受ける者は、その車両番号の指定を受ける時までに、当該届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する金額の自動車重量税印紙を政令で定める書類にはり付けて、当該車両番号の指定を行う地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に提出することにより、自動車重量税を国に納付しなければならない。

第十条 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、自動車重量税を金銭で納付することにつき特別の事情があると国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長又は協会（以下「国土交通大臣等」という。）が認めた場合その他政令で定める場合には、前二条の規定にかかわらず、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を政令で定める書類に添付して、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う国土交通大臣等に提出することができる。

（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

（納付の確認）

第十一条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行なうときは、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額の納付の事実を確認しなければならない。この場合において、当該納付が第八条、第九条又は次条第二項の規定により自動車重量税印紙をもつてされたものであるときは、これらの規定に規定する書類の紙面と自動車重量税印紙の彩紋とにかけて判明に消さなければならない。

（税額の認定）

第十二条 国土交通大臣等は、第八条若しくは第九条に規定する書類にはり付けられた自動車重量税印紙又は第十条に規定する書類に添付された自動車重量税の納付に係る領収証書の金額若しくは第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付された自動車重量税の額がその調査したところの金額に不足するときは、その調査したところにより認定した自動車重量税の額及び当該不足額を当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめる場合を除き、遅滞なく、同項の不足額に相当する金額の自動車重量税印紙を当該通知をした国土交通大臣等に提出することにより、当該不足額に相当する自動車重量税を国に納付しなければならない。

3 前項の場合において、当該通知をした国土交通大臣等が認めるときは、第一項の通知を受けた者は、遅滞なく、同項の不足額に相当する自動車重量税を国に納付し、その納付に係る領収証書を当該国土交通大臣等に提出することができる。

4 第二項の場合において、第一項の通知を受けた者は、当該通知に係る自動車重量税を第十条の二に規定する財務省令で定める方法により納付しているときは、第一項の不足額に相当する自動車重量税を当該方法により国に納付することができる。

（納付不足額の通知）

第十三条 国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条の二まで又は前条第二項から第四項までの規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実をその納期限後において知ったときは、遅滞なく、これらの者の当該自動車重量税に係る第六条第二項の規定による納税地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知は、検査自動車又は届出軽自動車につき自動車重量税の納税義務者が二人以上ある場合には、そのうち国土交通大臣等の選定した者の同項の納税地の所轄税務署長にするものとする。

（税務署長による徴収）

第十四条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない自動車重量税を当該通知に係る自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条の二まで又は第十二条第二項から第四項までの規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない

い事実を知つた場合には、当該納付していない自動車重量税をその者から徴収する。

第十五条 第八條から前條までに定めるもののほか、自動車重量税の納付の手續その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（過誤納の確認等）

第十六條 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。

一 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめたとき。当該納付した自動車重量税の額
二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法第七十五條第一項第三号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第十二條第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。

2 国土交通大臣等は、前項第二号に該当する事実があることを知つたときは、既に同項の請求がされている場合を除き、遅滞なく、同号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項を自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者（これらの者が二人以上ある場合には、そのうち国土交通大臣等の選定した者）に書面をもつて通知するものとする。

3 自動車重量税に係る過誤納金の還付を受けようとする者は、第一項の証明書又は前項の書面を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 自動車重量税の過誤納金に対する国税通則法第五十六條から第五十八條まで（還付・充当・還付加算金）の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日に納付があつたものとみなす。ただし、第二号に規定する自動車重量税に係る過誤納金のうち同号に掲げる日後に納付された自動車重量税の額に相当する部分については、この限りでない。

一 自動車重量税を納付した後自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けることをやめた場合。当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日

二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた場合。当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）

（電子情報処理組織の使用）

第六十六條の六 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二條第七号に規定する処分通知等であつて、この章の規定により書類の送達により行うこととしてしているものについては、同法第四條第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の主務省令で定める方式による意思の表示をしないときは、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用して行うことができない。

2 主務大臣の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第六十六條の四において準用する民事訴訟法第九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して主務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

○電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）
（定義）

第二條 この法律（第一号に掲げる用語にあつては、次條第一項を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子情報処理組織 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と税関そ

の他の関係行政機関（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項（定義）に規定する港灣管理者を含む。）の使用に係る電子計算機及び当該関係行政機関以外の輸出入等関連業務を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 輸出入等関連業務 次に掲げる業務をいう。

イ（略）

ロ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。これに基づく命令を含む。）に基づく申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第二条第六号（定義）に規定する申請等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）又は処分通知等（情報通信技術利用法第二条第七号に規定する処分通知等をいう。ハからヘまで及び次条において同じ。）であつて政令で定めるものに関する業務

ハ ト（略）

三 関税等 関税、とん税、特別とん税及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二条第一号（定義）に規定する内国消費税をいう。

（情報通信技術利用法の適用）

第三条 前条第一号に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等又は処分通知等については、当該電子情報処理組織を情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）又は第四条第一項（電子情報処理組織による処分通知等）に規定する電子情報処理組織とみなして、情報通信技術利用法第三条又は第四条の規定を適用する。この場合において、情報通信技術利用法第三条第三項中「同項の行政機関等」とあるのは「輸出入・港灣関連情報処理センター株式会社」と、「当該行政機関等」とあるのは「同項の行政機関等」とする。

2 前項の規定により適用される情報通信技術利用法第四条の規定により行われた処分通知等のうち政令で定めるものについては、輸出入・港灣関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同条第一項の行政機関等から発せられたものとみなす。

（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第四条 税関長は、前条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）を行わせた場合において、預金の払出しとその払い出した金銭による関税等の納付をその預金口座のある金融機関（輸出入・港灣関連情報処理センター株式会社）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機が設置されている金融機関に限る。）に委託して行おうとする者（通関業者を含む。）から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実であることが政令で定める方法により確認されたときに限り、その依頼を受けることができる。

2 前項の依頼により納付書が送付された場合には、当該納付書の送付の時に当該納付書に係る関税等が納付されたものとみなして、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第十七条第二項（出港手続）又は第七十二条（関税等の納付と輸入の許可）の規定を適用する。

3 第一項の依頼により送付された納付書に基づき関税等が政令で定める日までに納付された場合には、その納付は当該納付書の送付の日にされたものとみなして、延滞税に関する規定を適用する。

（通関士の審査）

第五条 通関業者は、第三条第一項の規定により適用される情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により電子情報処理組織を使用して他人の依頼による申告等（通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第十四条（通関士の審査等）に規定する通関書類を提出することにより行うべきこととされている申告等に限る。）を行う場合には、政令で定めるところにより、当該申告等の入力の内容を通関士に審査させなければならない。

○電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）（抄）

（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）

第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交

何人でも、法務省令で定めるところにより、手数料のほか送付に要する費用を納付して、前項の書面の送付を請求することができる。

○消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（抄）

第四十六条の二 特定法人である事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、第四十二条

、第四十三条若しくは前二条又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、中間申告書若しくは確定申告書

定申告書等若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（同条第三項に規定する修正申告書をいう。第五十六条において同じ。）（以下この

頁及び第三頁並びにこの次条第一頁の右に掲げられた「内説申告書等」といふものより、又第二條第二項の二の三の去り（二）の基づく命令を包含するものと

工入て第三工は國絶漁川去萬一工入第三頁吉一と第日頁の見三二行内説日行書亭二系付一にこの治有してから書頁命今を全

わ
一、若しくは国税通関法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書等に添付すべきものとされている書類（以下「

の項及び第三項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税の

申告については、これらの規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（第三項

において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされている事項（第三項において「添付書類記載事項」という。）

を、財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その用途を説明書署長に届け出て行う電子青眼処理組織（国税庁の電子計算機（入力装置））に委託する。

[illegible]

を合む以下この項及び第四項において同一と認めるときその申告をする事業者の使用に係る電算機等を電気通信回線を通じて接続した電子情報処理装置

組織をいう。次条第一項及び第六項において同じ。）を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより行わなければならない。

なければならない。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる事業者をいう。

一、当該事業年度開始の時点における資本金の額、出資の金額その他これらに類するものとして政令で定める金額が、一億円を超える法人（去

[illegible]

二見至一〇頁二六二

一人和法第二卷第一号(定事)に規定する外、国治人を陽く。

二食差云々(三)五頁

二利法第二卷第一号(定事)に規定する外、国治人を陽く。

二 保險業法（平成七年法律第一百五號）第二條第五項（定義）に規定する相互会社

三三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二項（定義）に規定する投資法人（第一号に掲げる

法人を除く。）

四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項（定義）の規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

五、日本は、この「新日本主義」を、日本に有利な方向に展開させるべきである。日本は、この「新日本主義」を、日本に有利な方向に展開させるべきである。

[illegible]

第 一 項 の 規 定 に よ り 行 わ れ た 同 項 の 申 告 に つ い て は 申 告 書 記 載 事 項 か 記 載 さ れ た 納 税 申 告 書 等 に よ り

記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法（第二百二十四条（書類提

出者の氏名、住所及び番号の記載等）を除く。）の規定その他の政令で定める法令の規定を適用する。

第一項の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時、税務署長

こ
倒
壺
し
の
も
の
と
み
な
す。

[
工
(
和
月
(
作
月
(
作
、
管
上
言
生
林
(
作
之
を
た
か
く
べ
人
々
の
言
録
は
た
か
く
目
し
和
永
景

一頁の易合のふり、
 國説通判云、百二
 日冬の見至二、
 右下文云、
 番号へ、
 文三、
 虎二、
 うけ、
 寺三、
 の國、
 之、
 我、
 川一、
 ら二、
 の、
 番号、

第一項の場合において、国税通関法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）の記載並びに押印については

、第一項の事業者は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を

明らかにする措置を講じなければならない。

第一項の事業者の申請の受付については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三

文
 工
 日
 青
 一
 見
 至
 は、
 適
 用
 不
 可
 幸
 運
 の
 持
 行
 の
 利
 月
 に
 因
 つ
 る
 治
 行
 (立
 月
 一
 四
 全
 治
 行
 食
 百
 三
 一
 一
 号
)
 食
 二

条（電子情報処理組織による申請等）の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

- 第四十六條の三 前條第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しない納税申告書等を提出することについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。
- 2 前項の承認を受けようとする事業者は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日（同項に規定する理由が生じた日が第四十五條第一項の規定による申告書の提出期限（第四十六條第一項の規定による申告書に於ては、当該申告書が第四十五條第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前）の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これをその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならぬ。
- 3 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。
- 4 税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。
- 6 税務署長は、第一項の規定の適用を受けている事業者につき、電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。
- 7 税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。
- 8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前條第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

目次 ○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

第一章（第四章）（略）

第五章 雑則（第四十條―第四十二條）

第六章 罰則（第四十三條―第四十六條）

附則（定義）

- 第二條 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、特許出願その他の工業所有権に関する手続（以下単に「手続」という。）をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。ただし、第十三條第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機と、同條第二項に規定する情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 2 この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。
 - 3 （略）
- （電子情報処理組織による特定手続）

第三条 手続をする者は、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定手続」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第五条第三項並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を書面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

第四条 経済産業大臣、特許庁長官、審判長、審査官又は審判書記官は、特許等関係法令の規定による処分若しくは判定又は審判に關する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定処分等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもつて行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもつて行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

（電子情報処理組織による特定通知等）

第五条 経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて経済産業省令で定めるもの（以下「特定通知等」という。）については、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の経済産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機（特許庁の使用に係るものを除く。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は送付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員又は審判書記官が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項又は商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

第六条 電子情報処理組織による特定手続の特例（電子情報処理組織に使用して特定手続を行う者は、電気通信回線の故障その他の事由により当該特定手続を行うことができない場合において、特許庁長官が必要があると認めるときは、電子情報処理組織の使用に代えて、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出によりその特定手続を行うことができる。）

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続のうち特許出願その他の経済産業省令で定めるもの（以下「指定特定手続」という。）を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、その手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から経済産業省令で定める

期間内に、経済産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

- 2 特許庁長官は、指定特定手続が前項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。
- 3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を却下することができる。

(書面に記載された事項のファイルへの記録等)

第八条 特許庁長官は、指定特定手続その他経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて経済産業省令で定めるもの(以下「指定特定手続等」という。)が書面の提出により行われたときは、指定特定手続にあつては前条第一項の磁気ディスクに記録された事項を、それ以外の指定特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

- 2 書面の提出により行われた指定特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一である」と推定する。

- 3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。
- 4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

- 5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、経済産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。
- (ファイルに記録されている事項等の縦覧)

第十一条 特許庁長官は、経済産業省令で定めるところにより、商標法第十八条第四項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

(磁気ディスク等による公報の発行)

- 第十三条 特許法第九十三条の特許公報、実用新案法第五十三条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第七十五条の商標公報(以下この条において「特許公報等」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

- 2 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を、経済産業省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して送信し、これを当該情報の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により記録する方法により行うことができる。

- 3 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となつた時に行われたものとする。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 登録情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

- 2 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第四十二条 特許等関係法令の規定による手続等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二章第十号に規定する手続等をいう。）については、同法第三章から第六条までの規定は、適用しない。

第四十三条 第二十六条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第三十条（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条（第三十九条において準用する場合を含む。）の許可を受けずに情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。
二 第二十七条第一項（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項（第三十九条又は第三十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

第四 第三十九条の八の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
第四十六条 第二十四条第一項（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第二十四条第二項各号（第三十九条において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

○政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）

（政党の支部の会計帳簿の記載等）

第十六条 政党の支部（その年において、支部政党交付金の支給を受け、若しくは支部政党交付金による支出をしたもの又は支部基金の残高を有するものに限る。）の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするため、会計帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 支部政党交付金については、その支給を受けた金額及び年月日

二 支部政党交付金による支出については、これを受けた者の氏名及び住所（その者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。第十八条第一項において同じ。）並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した支部基金の金額

三 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高

2 （略）

（政党の報告書の提出等）

第十七条 第十五条第一項の政党の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十八条第一項において同じ。）は、十二月三十一日現在で、当該政党のその年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、同日の翌日から起算して三月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合（第三十一条において「報告書の提出期限が延長される場合」という。）には、四月以内）に、総務大臣に提出しなければならない。

一 政党交付金については、その総額並びにその交付を受けた金額及び年月日

- 二 政党交付金による支出については、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てるため取り崩した政党基金の金額
 - 三 政党交付金による支出のうち、人件費その他の総務省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が五万円以上のものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該政党交付金による支出に充てた政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した政党基金の金額
 - 四 政党交付金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高
 - 五 政党交付金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高
- （政党の支部の報告書の提出等）
- 第十八条 第十六条第一項の支部の会計責任者（支部報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。第二十九条第一項において同じ。）は、総務省令で定めるところにより、十二月三十一日現在で、当該支部のその年における次に掲げる事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した支部報告書を、同日の翌日から起算して二月以内（その間に総選挙又は通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、三月以内）に、当該支部に支部政党交付金の支給をした政党の会計責任者（当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合には、当該他の支部の会計責任者とし、当該他の支部が総務省令で定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。第二十条第二項において同じ。）に提出しなければならない。
 - 一 支部政党交付金については、その総額並びにその支給を受けた金額及び年月日
 - 二 支部政党交付金による支出については、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに当該項目ごとの支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額
 - 三 支部政党交付金による支出のうち、人件費その他の総務省令で定める経費以外の経費に係るもので一件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が五万円以上のものについては、これを受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日並びに当該支部政党交付金による支出に充てた支部政党交付金の金額又はこれに充てたため取り崩した支部基金の金額
 - 四 当該支部政党交付金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高
 - 五 支部基金については、その名称及び目的、積み立て又は取り崩した金額及び年月日、その運用により収受した果実の金額及び収受の年月日並びに残高
- 政党の支部の会計責任者は、前項の支部報告書を提出するときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる書面又は文書を併せて提出しなければならない。
- 一 前項第三号の支部政党交付金による支出に係る領収書等の写し（社会慣習その他の事情によりこれを徴し難いときは、その旨並びに当該支部政党交付金による支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該支部政党交付金による支出の目的を記載した書面並びに金融機関が作成した当該支部政党交付金による支出に係る振込みの明細書であって支出の金額及び年月日を記載したもの、の写し。第四十条の二第一項並びに第四十四条第一項第二号及び第七号において「支部分領収書等の写し」という。）及び支部基金に係る残高証明等の写し
 - 二 前項の規定により他の支部から提出を受けた支部報告書及び次条第五項において準用する同条第一項の規定により提出を受けた監査意見書（当該政党の他の支部について第二十条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定により提出を受けたこれらの文書を含む。）
 - 三 前号の規定を順次適用した場合において他の支部から提出を受けることとなる当該他の支部以外の支部の支部報告書及び監査意見書
 - 四 前二号に掲げる支部報告書に記載された事項を総務省令で定めるところにより集計した支部総括文書
 - 五 支部報告書及び前項第四号に掲げる支部総括文書を当該支部の主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。

(監査意見書等の添付)

第十九条 政党の会計責任者は、第十七条第一項の報告書を提出するときは、当該報告書に係る会計帳簿、領収書等及び残高証明等について
の会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書を当該報告書に併せて提出しなければならない。

2 4 (略)

5 第一項の規定は、第十六条第一項の支部の会計責任者が前条第一項又は第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合
において、第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるものとする。

(支部報告書等の提出の特例)

第二十條 (略)

2 政党の支部が第十六条第一項の支部に該当しない場合であっても、当該政党の他の支部から第十八条第一項又は第二項の規定により支部
報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者は、同条第一項に定める期限までに同条第二項第二号から第四号までに掲げる文書を
当該政党の会計責任者に提出するとともに、これらの文書を当該政党の会計責任者に提出した日の翌日から起算して七日以内に同項第四号
に掲げる支部総括文書を同条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当しな
いものが当該政党の他の支部からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(解散等に係る報告書の提出の特例)

第二十八條 第十五条第一項の政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合は、当該政党の会計責任者であつた者
は、総務省令で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十七条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨
。以下この項において同じ。)を記載した報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した報告書が提出されていな
いときは、当該報告書を含む。)を総務大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(解散等に係る政党の支部報告書の提出の特例)

第二十九條 第十六条第一項の支部が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該支部の会計責任者であつた者は、総務省令
で定めるところにより、その事実が生じた日現在で、第十八条第一項各号に掲げる事項(これらの事項がないときは、その旨。以下この項
において同じ。)を記載した支部報告書(その年の前年における同条第一項各号に掲げる事項を記載した支部報告書が提出されてい
きは、当該支部報告書を含む。)を次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に提出しなければならない。
一 当該支部をその支部とする政党が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなった場合 当該支部に支部政党交付金(第十
四条第二項に規定する支部政党交付金をいう。以下この項において同じ。)の支給をした政党の会計責任者であつた者とし、当該他の支部が総務省令で
定める場合に該当するときは、総務省令で定める者とする。次条第二項において同じ。)

二 当該支部が解散した場合その他総務省令で定める場合(前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該支部に支部政党交付金の支
給をした政党の会計責任者(当該支部が政党の他の支部から支部政党交付金の支給を受けた場合にあつては、当該政党及び当該他の支部
の会計責任者)

3 2 (略)

第十八条第二項及び第三項の規定は、第一項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「書面又
は文書」とあるのは「書面又は文書(第二十九条第一項第二号に掲げる場合にあつては、第一号に掲げる書面)」と、同項第二号中「前項
」とあるのは「第二十九条第一項」と、「次条第五項において準用する同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する第十九条第
一項」と、「当該政党の他の支部について第二十条第二項」とあるのは「第二十九条第一項第一号に掲げる場合において提出を受けたこれ
らの文書に限るものとし、当該政党の他の支部の会計責任者であつた者について第三十条第二項」と読み替えるものとする。

4 第十九条第一項の規定は、第一項又は前項において準用する第十八条第三項の支部報告書を提出する場合について準用する。この場合に
おいて、第十九条第一項中「会計監査を行うべき者」とあるのは、「当該支部において設けられた会計監査を行うべき者」と読み替えるも

のとする。

第三十条 (略)

2 前条第一項第一号に掲げる場合において、政党の支部が第十六条第一項の支部に該当していなかった場合であっても、当該政党の他の支部の会計責任者であった者から前条第一項又は同条第三項において準用する第十八条第二項の規定により支部報告書の提出を受けたときは、当該支部の会計責任者であった者は、総務省令で定めるところにより、前条第三項において準用する第十八条第二項第二号から第四号までの掲げる文書を当該政党の会計責任者であった者に提出した日の翌日から起算して七日以内に前条第三項において準用する第十八条第二項第四号に掲げる支部総括文書を前条第三項において準用する第十八条第三項に規定する選挙管理委員会に提出しなければならない。政党の支部で第十六条第一項の支部に該当していなかったものの会計責任者であった者が当該政党の他の支部の会計責任者であった者からこの項の規定により支部報告書の提出を受けたときについても、同様とする。

(報告書等の真実性の確保のための措置)

第三十五条 第十七条第一項若しくは第二十八条第一項の規定により報告書を提出し、又は第十八条第一項、同条第三項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十九条第一項の規定により支部報告書を提出する者は、これらにそれぞれ真実の記載がされていることを誓う旨の文書を添付しなければならない。)

(電磁的記録又は電磁的方法による提出)

第四十条の二 第十八条第一項若しくは第二十九条第一項の支部報告書、第十八条第二項(第二十九条第三項において準用する場合を含む。)(の支部分領収書等の写し若しくは残高証明等の写し、支部報告書若しくは支部総括文書(第二十条第二項又は第三十条第二項の規定により提出すべきこれらの文書を含む。)(第十九条第五項及び第二十九条第四項において準用する第十九条第一項の監査意見書又は第三十五条の文書の提出については、総務省令で定めるところにより、当該文書又は書面の提出に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。)(の提出又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。)(の提出において同じ。)(をもつて行うことができる。この場合においては、当該文書又は書面により提出が行われたものとみなす。

2 前項の規定により、文書又は書面の提出が電磁的方法により行われたときは、政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該政党の会計責任者又は政党の会計責任者であつた者に到達したものとみなす。

○民事訴訟法(平成八年法律第九号)(抄)

(送達報告書)

第九十九条 送達をした者は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

○内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第一百十号)(抄)

(国外送金等調書の提出)

第四条 金融機関は、その顧客(公共法人等を除く。以下この項において同じ。)(が当該金融機関の営業所等を通じてする国外送金等(その金額が政令で定める金額以下のもものを除く。)(に係る為替取引を行ったときは、その国外送金等ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書(以下「国外送金等調書」という。)(を、その為替取引を行った日として財務省令で定める日の属する月の翌月末日までに、当該為替取引に係る金融機関の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 国外送金の場合、その国外送金をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所、その国外送金をした金額、その国外送金に係る前条第一項の告知書に記載されている送金原因その他の財務省令で定める事項

二 国外からの送金等の受領の場合、その国外からの送金等の受領をした顧客の氏名又は名称、当該顧客の住所(国外からの送金等の受領

2 本人口座の種別及び番号、その送金等の受領をした金額その他の財務省令で定める事項

2 間、提出すべきであった送金等調書の枚数として財務省令で定めるところにより算出した数が千以上であるものは、前項の規定にかかわらず、その者が送金等調書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（以下この条において「記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれかにより同項に規定する税務署長に提供しなければならない。

一 財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として財務省令で定める方法

二 当該記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 略

4 国外送金等調書を提出すべき金融機関が、政令で定めるところにより第一項に規定する税務署長の承認を受けた場合には、当該金融機関は、同項及び第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法のいずれかの方法により、当該国外送金等調書の記載事項を財務省令で定める税務署長に提供することができる。

5 略

6 略

2 第四条第二項から第五項までの規定は、国外証券移管等調書を提出すべき金融商品取引業者等について準用する。

3 略

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

3 略

3 略

3 略

3 略

第十三条 (略)

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 (略)

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 (略)

(定款の変更)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 (略)

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書を所轄庁に提出しなければならない。

(事業報告書の公開)

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等(過去五年間に提出を受けたものに限り、)、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一八 (略)

2 (略)

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 (略)

(合併手続)

第三十四条 (略)

2・3 (略)

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

- 5 (略)
- 4 (設立の認証の取消し)
- 第 四 十 三 条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があつた場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。
- 第 四 十 四 条 (略)
- 2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。
- 一 三 (略)
- 3 (認定の通知等)
- 第 四 十 九 条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 2・3 (略)
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 三 (略)
- 第 五 十 二 条 (略)
- 2 (役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)
- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3・4 (略)
- 3 (代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)
- 第 五 十 三 条 (略)
- 2・3 (略)
- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。
- 第 五 十 五 条 (役員報酬規程等の提出)
- 2 号までに掲げる書類を所轄庁(二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。)に提出しなければならない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。
- (役員報酬規程等の公開)
- 第 五 十 六 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類(過去五年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

—
(略)

ればならないこととされている書類をいう。以下同じ。）をいう。

う。一で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

四 保存義務者 国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者をいう。

五
七
(略)

(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

承認を受けたときは、財務省令で定めるところ

3 前項に規定するもののほか、保存義務者は、国税関係書類（財務省令で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該国税関係書類

省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該承認を受けた国税関係書類の保存に代え

ることができる。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の適用除外）
第九条の二 国税関係帳簿書類については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条（行政機関等の電磁的記録による作成等）並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四十九号）第三条（電磁的記録による保存）及び第四条（電磁的記録による作成）の規定は、適用しない。

○動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）

（手数料の納付）

第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。
2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2
4 （略）

○後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）（抄）

（手数料）

第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 登記を嘱託する者

二 登記を申請する者

三 登記事項証明書又は閉鎖登記事項証明書の交付を請求する者

2 前項の手数料の納付は、収入印紙をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。

○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。

（法制上の措置等）

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）（抄）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

一・二 （略）

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

五 （略）

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる

者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ 二からトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長

三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することを行う。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。

七 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第三条（電子情報処理組織による申請等）

第三 行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該申請等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

第四条（電子情報処理組織による処分通知等）

第四 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われた処分通知等とみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、行政機関等は、当該処分通知等に関する他の法令の規定により署名等を行うこととしてしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

第五条（電磁的記録による縦覧等）

行政機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしてしているもの（申請等に基づくもの

を除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第六条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の場合において、行政機関等は、当該作成等に関する他の法令の規定により署名等を行うものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものをもつて当該署名等に代えることができる。

(適用除外)

第七条 別表の上欄に掲げる法律の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の下欄に定めるこの法律の規定は、適用しない。

(国の手続等に係る情報システムの整備等)

第八条 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 国は、行政機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(地方公共団体の手続に係る情報通信の技術の利用の推進等)

第九条 地方公共団体は、地方公共団体に係る申請、届出その他の手続における情報通信の技術の利用の推進を図るため、この法律の趣旨にのっとり、当該手続に係る情報システムの整備及び条例又は規則に基づく手続について必要な措置を講ずることその他の必要な施策の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が実施する前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第十条 行政機関等(第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長(次条において「地方公共団体等」という。))を除く。)は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行われ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他のこの法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第十一条 地方公共団体等は、当該地方公共団体等が電子情報処理組織を使用して行われ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他のこの法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(主務省令)

第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則を除く。)を所管する内閣官房、内閣府又は各省の内閣官房令、内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会、運輸安全委員会又は原子力規制委員会又は原子力規制委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、個人情報保護委員会規則、カジノ管理委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、公正

中央労働委員会規則、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則とする別表（第七条関係）（略）

○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

第一章（略）
第二章 認証業務

第一節 (略)
第二節 利用者証明認証業務

第一款（略）
第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効情報等の提供（第三十六条―第三十八条）

第三節 (略)

第三章、第五章 (略)

附則
(定義)

第二条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名であつて、総務省令で定める基準に適合するものをいう。

2、この法律において「電子利用者が証明」とは、電気通信回線に接続している電子計算機を利用しようとする者がその利用の際に行う措置であつて、当該措置を行つた者が機が当該措置を行うことができる者として同一の者であることを証明するものであることを定める基

3 準に適合するものをいう。

この法律において「認証業務」とは、署名認証業務及び利用者証明認証業務をいう。

4 この法律において「署名認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者（以下「署名利用者」という。）、第十四条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者の求めに応じて行う署名利用者検証符号（当該署名利用者が電子

署名を行うために用いる符号（以下「署名利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて、当該電子署名が当該署名利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。）が当該署名利用者のもので

5 あることの証明に関する業務をいう。

この法律において「利用者証明認証業務」とは、自らが行う電子利用者証明についてその業務を利用する者（以下「利用者証明利用者」

という。）又は第三十六条第二項に規定する利用者証明検証者の求めに応じて行う利用者証明利用者検証符号（当該利用者証明利用者が電子利用者証明を行うために用いる符号（以下「利用者証明利用者符号」という。）と総務省令で定めるところにより対応する符号であつて

、当該電子利用者が当該利用者証明利用者符号を用いて行われたものであることを確認するために用いられるものをいう。以下同じ。

（）が当該利用者証明利用者のものであることの証明に関する業務をいう。

（署名用電子証明書の発行）
住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の市町村

長（特別区の区長を含む。以下同じ。）を経由して、機械式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）であることを証明するために作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式）

で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。一の発行の申請をすることができる。

町村長（以下「住所都市町村長」という。）は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の

者」と、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、同条第八項中「申請書の内容及び署名利用者検証符号の通知並びに第六項の規定による署名用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、同条第八項中「申請書又は機構」とあるのは「住所都市町村長」と、「機構又は住所都市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

第十二条 機構は、住民基本台帳法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（第三十一条において「機構保存本人確認情報」という。）によって署名利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知らしたときは、直ちに、当該署名利用者に発行した署名用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名利用者異動等失効情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

一 当該署名利用者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）の全部又は一部について記載の修正（総務省令で定める軽微な修正を除く。）があったこと。

第十三条 機構は、前条に定めるもののほか、署名用電子証明書に記録された事項について、当該署名用電子証明書の発行を受けた署名利用者に係る住民票に記載されている事項と異なるものがあることその他の記録誤り又は記録漏れ（以下「署名用電子証明書の発行の番号、署名用電子証明書記録誤り等があった署名用電子証明書記録誤り等があった旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日（以下「署名用電子証明書記録誤り等に係る情報」という。）を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならない。

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）

二 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

一 二 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

三 認定を受けた者が第三十八条、第五十一条第一項又は第五十三条の規定に違反したとき。

四 認定を受けた者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

五 証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七条の規定に違反したとき。

六 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報の提供等）

第十八条 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間

機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、署名検証者等に対する前三項の規定による保存期間

に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル又は対応証明書の発行の番号の提供を停止することができる。

一（四）（略）

五 署名検証者等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第一項に規定する受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第一項の規定に違反したとき。

六（略）

5（略）

一（四）（略）

五 署名確認者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う第五十条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十六条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

第十九条（署名検証者の義務）

2（略）

署名検証者は、署名利用者から通知された署名用電子証明書に記録された署名利用者検証符号を、当該署名用電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該署名利用者検証符号に対応する署名利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

（利用者証明用電子証明書の発行）

第二十二條

住民基本台帳に記録されている者は、住所地市町村長を経由して、機構に対し、自己に係る利用者証明用電子証明書（利用者証明用電子検証符号が当該利用者証明用者のものであることを証明するために作成される電磁的記録をいう。以下同じ。）の発行の申請をすることができ、

2（略）

前項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、住所地市町村長に対し、政令で定めるところにより、当該申請者に係る住民票に記載されている事項のうち住民基本台帳法第七条第一号から第三号まで及び第七号に掲げる事項（同号に掲げる事項については、住所とする。）を記載した申請書（以下この条において「申請書」という。）を提出しなければならない。

3（略）

（利用者証明用電子証明書の記録）

第二十七條

機構は、利用者証明用電子証明書を発行したときは、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用電子証明書（当該利用者証明用電子証明書について機構が行った電子署名に係る電磁的記録を含む。）及び当該利用者証明用電子証明書の発行を受けた利用者証明用者に係る住民票に記載されている住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下「利用者証明用電子証明書発行記録」という。）を電磁的記録媒体に記録し、これを発行した日から政令で定める期間保存しなければならない。

（利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請）

第二十八條（略）

2（略）

第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、同条第五項中「申請書の内容及び利用規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「申請書の内容」と、同条第八項中「申請書の内容及び利用者証明用電子検証符号の通知並びに第六項の規定による住所地利市町村長」とあるのは「住所地利市町村長又は機構」とあるのは「住所地利市町村長」と、

機構又は住所地利市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

3（略）

利用者証明用者が署名利用者である場合においては、当該利用者証明用者は、前項において準用する第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定によるほか、総務省令で定めるところにより、当該利用者証明用者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該利用者証明用者の電子計算機に送信することにより第一項の申請をすることができ、この場合においては、当該利用者証明用者は

4（略）

第一項の申請については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条の規定は、適用しない。

(利用者証明利用者符号の漏えい等があった旨の届出)

第二十九条 利用者証明利用者符号は、当該利用者証明利用者の利用者証明利用者符号が漏えいし、滅失し、若しくは毀損したとき、又は当該利用者証明利用者符号を記録した第二十二條第四項の電磁的記録媒体が使用できなくなつたときは、住所地市町村長を経由して、速やかに機構にその旨の届出をしなければならぬ。

2 第二十二條第二項、第三項、第五項及び第八項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同條第二項中「申請者」とあるのは「届出者」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、同條第三項中「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請者」とあるのは「届出者」と、同條第五項中「前項の規定による記録をしたときは、総務省令で定めるところにより」とあるのは「総務省令で定めるところにより」と、「申請書」とあるのは「届出書」と、「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号」とあるのは「届出書の内容」と、同條第八項中「申請書の内容及び利用者証明利用者検査符号の通知並びに第六項の規定による利用者証明用電子証明書」とあるのは「届出書の内容」と、「住所地市町村長又は機構」とあるのは「住所地市町村長」と、「機構又は住所地市町村長」とあるのは「機構」と読み替えるものとする。

(利用者証明利用者異動等失効情報の記録)

第三十一条 機構は、機構保存本人確認情報によって利用者証明利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当することを知つたときは、直ちに、当該利用者証明利用者が発行した利用者証明用電子証明書の発行の番号、当該事由に該当した旨及びこれらの事項をこの条の規定により記録する年月日(以下「利用者証明利用者異動等失効情報」という。)を、総務省令で定めるところにより、電磁的記録媒体に記録し、これを当該記録をした日から政令で定める期間保存しなければならないこと(住民基本台帳法第二十四條の規定による届出(次号において「転出届」という。))に基づき当該住民票が消除された場合を除く。。

二 当該利用者証明利用者が転出届をした場合において、当該利用者証明利用者が住民基本台帳法第二十二條第一項の規定による届出を行うことなく、当該転出届により届け出た転出の予定年月日から三十日を経過したこと。

(利用者証明検査者に対する利用者証明用電子証明書失効情報の提供等)

第三十七條 (略)

2 (略)

3 機構は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、利用者証明検査者に対する前二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 利用者証明検査者が次条、第五十一條第一項又は第五十三條の規定に違反したとき。

二 (略)

五 利用者証明検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う第五十一條第一項に規定する受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第五十七條の規定に違反したとき。

六 (略)

(利用者証明検査者の義務)

第三十八條 (略)

2 利用者証明検査者は、利用者証明利用者から通知された利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者符号を検証符号を、当該利用者証明用電子証明書の通知に係る電子利用者証明が当該利用者証明利用者検査符号に対応する利用者証明利用者符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(報告書の公表)

第四十一條 機構は、毎年少なくとも一回、第十八條第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七條第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(認証業務情報の安全確保)

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル(以下「認証業務情報」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第四十五条 機構は、次に掲げる場合を除き、認証業務情報を利用し、又は提供してはならない。

一 八 (略)

第五十一条 第三十七条第一項又は第二項の規定により保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供を受けた利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。)の

効情報又は保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイル(以下「受領した利用者証明用電子証明書失効情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該利用者証明用電子証明書失効情報等のは、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の漏えいの防止その他の当該受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

第五十三条 利用者証明用検査者の受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の利用及び提供の制限)

第五十三条 利用者証明用検査者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明用電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等を利用するものとし、受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(利用者証明用検査者の職員等の秘密保持義務等)

第五十五条 受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事する利用者証明用検査者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その事務に関して知り得た受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に関する秘密又は受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

(受領した署名用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務等)

第五十六条 署名用検査者等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う受領した署名用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 (略)

(受領した利用者証明用電子証明書失効情報等に係る電子計算機処理等の受託者等の義務)

第五十七条 利用者証明用検査者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けて行う受領した利用者証明用電子証明書失効情報等の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(報告の徴収)

第六十六条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者に対し、その業務の実施の状況に關し必要な報告を求めることができる。

2 機構は、この法律の施行に必要な限度において、署名用検査者(行政機関等及び裁判所を除く。第七十八条第二項において同じ。)及び団体署名用検査者並びに利用者証明用検査者(行政機関等及び裁判所を除く。同項において同じ。)に対し、その業務の実施の状況に關し必要な報告を求めることができる。

(手数料)
第六十七条 機構は、次に掲げる事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

一 第三条第六項の規定による署名用電子証明書の発行に係る事務
二 四 (略)

五 第二十二条第六項の規定による利用者証明用電子証明書の発行に係る事務
六・七 (略)

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。
3 機構は、第一項第一号及び第五号に掲げる事務に関する手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。

第七十四条 第四十七条、第四十八条、第五十四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))又は第五十五条の規定に違反して秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第六十六条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした第十七条第一項第五号又は第六号の認定を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 (略)
第七十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、第七十五条及び前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

○地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確

実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)
別表(第二十一条関係)

一 十一 (略)
十二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民基本台帳及び戸籍の附票に関する事務(住民基本台帳及び戸籍の附票の作成を除く。)(であつて総務省令で定めるもの)

十三 二十四 (略)

○不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)(抄)
(筆界特定の申請)

第三十一条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第一百五十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四

年法律第百五十一号)第二条第十号に規定する手続等をいう。)(については、同法第三条から第六条までの規定は、適用しない。

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)(抄)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 民間事業者等 法令の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 国の機関

ロ 地方公共団体及びその機関

ハ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第二条第二号ニからチまでに掲げるもの

二 八（略）

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、裁判手続等において行うもの及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。

十 （略）

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）

（戸籍法等の特例）

第三十四条 地方公共団体は、実施方針を作成し、かつ、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項を定めた場合には、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができる。

一・二 （略）

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

五 （略）

2 9 （略）

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

（勘定区分）

第二百十二条 自動車安全特別会計は、保障勘定及び自動車検査登録勘定に区分する。

（歳入及び歳出）

第二百十三条 （略）

2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ （略）

ロ 道路運送車両法第二百二条第四項ただし書の規定による手数料

ハ ト （略）

二 （略）

○日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（投票人名簿）

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

2 投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

3 (略)
4 投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条の規定は、適用しない。

5 (略)
(在外投票人名簿)

第三十三条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿のほか、在外投票人名簿を調製しなければならない。

2 在外投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスクをもって調製することができる。

3 (略)

4 在外投票人名簿の調製については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第六条の規定は、適用しない。

5 (略)

(在外投票人名簿の登録の申請)

第三十六条 (略)

2 前項の規定による申請は、政令で定めるところにより、第二条第三項又は第百三十五条第五項の規定により中央選挙管理会が国民投票の期日を告示した日から登録基準日前十日に当たるとする日から登録基準日までの間に国内の市町村から国外へ転出（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十四条に規定する転出をいう。）をした者にあつては、登録基準日後七日に当たるとする日までの間に、前項の規定による申請書を、在外投票人名簿の登録の申請に關し当該申請をする者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）以下この節において同じ。）（当該領事官を経由して申請を行うことが著しく困難である地域として総務省令・外務省令で定める地域にあつては、総務省令・外務省令で定める者。以下この節において同じ。）に提出し、当該領事官を経由してしなければならない。

3 (略)
4 (略)

○カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除についての特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十三年に九州地方を中心に発生したカネミ油症事件をめぐる損害賠償請求訴訟に係る判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権の債務者が当該事件による被害の発生から現在までの間に置かれてきた状況及び当該債権の債務者の多くが高齢者となつてゐることを踏まえ、当該債権の債務者について収入及び資産に係る基準を定めて早期に当該債権の免除を行うことができるようにすることの緊要性にかんがみ、当該債権について、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の特例を定めるものとする。

(国の債権の管理等に関する法律の特例)

第二条 歳入徴収官等（国の債権の管理等に関する法律第二条第四項に規定する歳入徴収官等をいう。）は、同法第三十二条第一項の規定にかかわらず、福岡高等裁判所昭和五三年（ネ）第一八〇号、第二一一号損害賠償請求控訴事件及び福岡地方裁判所小倉支部昭和五六年（ワ）第一、二七八号、昭和五七年（ワ）第一一〇号、昭和五七年（ワ）第一、三五〇号、昭和五八年（ワ）第四四六号各損害賠償請求併合事件に係る各判決の仮執行の宣言に基づき国が支払った仮払金の返還に係る債権について、当該債権の債務者が次項及び第三項に定める収入及び資産に係る基準に該当する場合に、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができる。

2 収入に係る基準は、農林水産省令で定めるところにより、前項に規定する債権の債務者が属する世帯の構成員（当該債権の債務者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。）の収入の総額から租税その他の公課の額を控除した額として算定した額が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額未満であることとする。

一 世帯構成員の数が四人である場合 千万円

二 世帯構成員の数が四人を超える場合 千万円に世帯構成員の数が四人を超える一人ごとに百万円を加算した額

三 世帯構成員の数が四人に満たない場合 千万円から世帯構成員の数が四人に満たない一人ごとに百万円を控除した額

3 資産に係る基準は、世帯構成員が有する資産について、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 世帯構成員の居住の用に供する土地及び建物の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定めるところに
より算定した金額が、当該土地及び建物に世帯構成員の生活の基礎となるものであること、前項に定める収入に係る基準等を考慮して農
林水産省令で定める額未満であること。

二 前号に規定する土地及び建物以外の固定資産及び流動資産の価額を基礎として前条に規定する趣旨を十分に踏まえて農林水産省令で定
めるところにより算定した金額が、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額未満であること。

4 第一項の規定による免除は、同項に規定する債権の債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。

5 第一項の規定による免除に係る国の債権の管理等に関する法律第四十条の二の規定の適用については、同条中「この法律又はこの法律」
とあるのは、「カネミ油症事件関係仮払金返還債権の免除に関する特例に関する法律（平成十九年法律第八十一号）又は同法」とする。

6 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による免除の手続については、農林水産省令で定める。

7 農林水産大臣は、第二項、第三項又は前項の農林水産省令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（債務者の置かれている状況への配慮）

第三 前条第一項の規定の適用に当たっては、同項に規定する債権の債務者の置かれている状況に配慮するものとする。

○住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）（抄）

附 則

第七 条 入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九
条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四十条の規定によ
る廃止前の外国人登録法に規定する外国人登録証明書をいう。以下この条において同じ。）又は入管法等改正法附則第二十八条第一項の規
定により特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一
号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書は、それぞれ在留
カード又は特別永住者証明書とみなして、新法第四章の三及び第六章の規定並びに附則第五条第一項後段において準用する新法第三十条の
四十六後段の規定を適用する。

○東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成二十三年法律第六十四号）（抄）

（一般旅券の発給の申請）

第三 条 震災特例旅券の交付については、旅券法第八条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五
条」とあるのは、「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第二条」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する旅券法第八条第一項から第三項までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和
二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）（抄）

附 則

（他の法律の適用の特例）

第三 条 復興庁が廃止されるまでの間における次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲
げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
行政手続等における情報通信の技 術の利用に関する法律（平成十四	第十二条	内閣府又は 内閣府令	内閣府、復興庁又は 内閣府令、復興庁令	

2・3 (略)

(略)

(略)

(略)

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第百二十六号)(抄)

第三条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、特定B型肝炎ウイルス感染者(特定B型肝炎ウイルス感染者がこの法律の施行前に死亡している場合にあつては、その相続人)に対し、その者の請求に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金を支給する。

ただし、当該特定B型肝炎ウイルス感染者について既に特定B型肝炎ウイルス感染者給付金が支給されている場合は、この限りでない。

(訴訟手当金の支給)
第七条 特定B型肝炎ウイルス感染者又はその相続人が、確定判決等に係る訴訟又は和解若しくは調停に関し、特定B型肝炎ウイルス感染者であることを確認するための検査に要する費用として厚生労働省令で定めるものを支出したとき又は弁護士若しくは弁護士法人に報酬を支払うべきときは、支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を請求する者に対し、その者の請求に基づき、訴訟手当金を支給する。

○新型コロナウイルスエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)(抄)

第三条 国は、新型コロナウイルスエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルスエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型コロナウイルスエンザ等が発生したときは、自ら新型コロナウイルスエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルスエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2・6 (略)

(新型コロナウイルスエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項又は第四十四条の六第一項の規定により新型コロナウイルスエンザ等が発生したと認め、その程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る新型コロナウイルスエンザ等にかつた場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかつた場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型コロナウイルスエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 (略)

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型コロナウイルスエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 7 (略)
- 2 (住民に対する予防接種)
- 第四十六條 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を
 与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、
 第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六條第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。
- 2 前項の規定により予防接種法第六條第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及
 び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六條第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における
 同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるの
 は「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六條
 第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。
- 4 6 (略)

○年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四
 年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から
 施行する。

一 次条並びに附則第三条及び第二十三条の規定 公布の日

二 附則第五条第一項の規定 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前の政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第二十一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」
 という。）の一部を次のように改正する。

別表第一中九十七の項を九十八の項とし、九十六の項を九十七の項とし、九十五の項を九十六の項とし、九十四の項の次に次のように加
 える。

九十五 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）による年金生活 者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
別表第二の二十六の項及び八十七の項中「若しくは特定障害者」を「特定障害者」に改め、「による特別障害給付金」の下に「若しく は年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金」を加え、同表中百十九の項を百二十の項とし、百十八の項を百 十九の項とし、百十七の項を百十八の項とし、百十六の項の次に次のように加える。	
百十七 厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
	市町村長
	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付 等関係情報であつて主務省令で定めるもの

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）

(定義)

第二条 (略)

第三条 (略)

5 この法律において「個人番号」とは、第七条第一項又は第二項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十
一号）第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住
民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。

6 (略)

7 この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が
表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項（以下「カード記録事項」という。）が電磁的方法（電子的方法、磁気的方法
その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第十八条において同じ。）により記録されたカードであつて、この法律又
はこの法律に基づく命令で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止
するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わつて用いられる番号、記号その他の符号で
あつて、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び
第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10 この法律において「個人情報利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項
又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番
号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人情報関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限
度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受け
た者をいう。

13 この法律において「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受け
た者をいう。

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地
方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び
地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）並びに第十九条第七号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第八号に
規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者をいう。第七章を除き、以下同じ。）の使用に係る電子計算機を相互に電気
通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九
条第七号又は第八号の規定による特定個人情報の提供を管理するために、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理す
るものをいう。

15 (略)

(指定及び通知)

第七条 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳法第三十条の三第二項の規定により住民票に住民票コードを記載し
たときは、政令で定めるところにより、速やかに、次条第二項の規定により機構から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号
として指定し、その者に対し、当該個人番号を通知カード（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他総務省令で定める事項が記載さ
れたカードをいう。以下同じ。）により通知しなければならない。
2 市町村長は、当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が備える住民基本台帳に記録されている者の個人番号が漏えいして不正に用いら
れるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その者の請求又は職権により、その者の従前の個人番号に代えて、次

第十四条 (略)

2 個人番号利用事務実施者(政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。)(は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。)(の提供を求めることができる。)

第十六条 個人番号利用事務等実施者は、第十四条第一項の規定により本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カード若しくは通知カード及び当該通知カードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして主務省令で定める書類の提示を受けること又はこれらに代わるべきその者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。

(個人番号カードの交付等)

第十七条 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。この場合において、当該市町村長は、その者から通知カードの返納及び前条の主務省令で定める書類の提示を受け、又は同条の政令で定める措置をとらなければならない。

2 個人番号カードの交付を受けている者は、住民基本台帳法第二十四条の二第一項に規定する最初の転入届をする場合には、当該最初の転入届と同時に、当該個人番号カードを市町村長に提出しなければならない。

3 (略)

4 第二項の場合を除くほか、個人番号カードの交付を受けている者は、カード記録事項に変更があったときは、その変更があった日から十四日以内に、その旨を住所地市町村長に届け出るとともに、当該個人番号カードを提出しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 (略)

8 前各項に定めるもののほか、個人番号カードの様式、個人番号カードの有効期間及び個人番号カードの再交付を受けようとする場合における手続その他個人番号カードに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報提供を提出するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。)

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報提供するとき(第十一号に規定する場合を除く。)

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合において、

つては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)(が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合において、その者を含む。以下「情報提供者」という。)(に対し、同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合において、その者(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)(の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供するとき。

第四十八条 個人番号利用事務等又は第七条第一項若しくは第二項の規定による個人番号の指定若しくは通知、第八条第二項の規定による個人番号とすべき番号の生成若しくは通知若しくは第十四条第二項の規定による機密保存本人確認情報の提供に関する事務に従事する者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、その業務に関し、その業務に属する事項が記録された特定個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工した特定個人情報ファイルを含む。）を提供したときは、四年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十五条 偽りその他不正の手段により通知カード又は個人番号カードの交付を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

（個人番号の指定及び通知に関する経過措置）

第三条 （略）

2 市町村長は、施行日前に住民票に住民票コードを記載された者であつて施行日にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されてい
ないものについて、住民基本台帳法第三十条の三第一項の規定により住民票に当該住民票コードを記載したときは、政令で定めるところに
より、第四項において準用する第八条第二項の規定により機密から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、そ
の者に対し、当該個人番号を通知カードにより通知しなければならない。

3 市町村長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百三十三号）の施行の日以後住民基本台帳に記録されていなか
つた者について、同法附則第四条の規定により住民票に住民票コードを記載したときは、政令で定めるところにより、次項において準用する
第八条第二項の規定により機密から通知された個人番号とすべき番号をその者の個人番号として指定し、その者に対し、当該個人番号を通
知カードにより通知しなければならない。

別表第一（第九条関係）

一、三、三十六 （略）	（略）
三十六の二 市町村長	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）による被災者台帳の作成に関する事務であつて主務省令で定めるもの
三十七、四十八 （略）	（略）
四十九 市町村長	母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
五十、九十七 （略）	（略）

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事 務	情報提供者	特定個人情報
-------	-----	-------	--------

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者（医療保険各法（健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法をいう。以下同じ。）により医療に関する給付の支給を行う全国健康保険協会、健康保険組合、日本私立学校振興・共済事業団、共済組合、市町村長又は国民健康保険組合をいう。以下同じ。）又は後期高齢者医療広域連合	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金
		医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、「住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	国民年金法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「年金給付関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	健康保険法第五十五条又は第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

二
会
全国健康保険協

健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合		医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
五	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
六	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者
七	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下「労働者災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの

二十六 事等 都道府県知事		に關する事務であつて主務省令で定めるもの		生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に關する事務であつて主務省令で定めるもの	
市町村長	都道府県知事等	都道府県知事	厚生労働大臣	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	ある給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律による特別障害給付金の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付關係情報であつて主務省令で定めるもの
地方税關係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に關する情報、児童手当法による児童手当若しくは特別給付金の支給に關する情報（以下「児童手当關係情報」という。）	生活保護關係情報、児童扶養手当關係情報又は母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に關する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和三十九年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの	災害救助法による救助若しくは扶助金の支給、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに關する情報、障害者自立支援給付金關係情報又は難病の患者に對する医療等に關する法律に關する特定医療費の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの	特定求職者の就職の支援に關する法律による職業訓練等關係情報」という。）又は職業訓練の実施等による金の支給に關する情報（以下「石綿健康被害救済給付金の支給に關する情報」という。） 労働者災害補償關係情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護に關する情報（以下「戦傷病者戦没者遺族等援護關係情報」という。） 原子爆弾被爆者に対する援護に關する法律に關する情報（以下「原子爆弾被爆者に対する援護に關する情報」という。） 健康被害の救済に關する法律に關する特別遺族給付金の支給に關する情報（以下「健康被害救済給付金の支給に關する情報」という。） 受給職金の支給に關する情報（以下「職業訓練受給金の支給に關する情報」という。）	医療保険給付關係情報であつて主務省令で定めるもの	ある給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に關する法律による特別障害給付金の支給に關する情報であつて主務省令で定めるもの 医療保険給付關係情報であつて主務省令で定めるもの

都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	社会福祉協議会	護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて主務省令で定めるものの	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報（以下「地方公務員災害補償関係情報」という。）であつて主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報であつて主務省令で定めるもの	

二十七～三十二 (略)	(略)	(略)	(略)
三十三 日本私立学 校振興・共済事業	私立学校教職員共済法によ る短期給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定 めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合 私立学校教職員共済法第二十五 条において準用する国家公務員 共済組合法第六十条第一項に規 定する他の法令による給付の支 給を行うこととされている者	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
三十四～三十八 (略)	(略)	(略)	(略)
三十九 国家公務員 共済組合	国家公務員共済組合法によ る短期給付の支給に関する 事務であつて主務省令で定 めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合 市町村長 厚生労働大臣若しくは日本年金 機構又は共済組合等	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの 地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であつて主務省令で定めるもの 年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十・四十一 (略)	(略)	厚生労働大臣 国家公務員共済組合法第六十条 第一項に規定する他の法令によ る給付の支給を行うこととされ ている者	国家公務員共済組合法第六十条第一項に規定する他の 法令による給付の支給に関する情報であつて主務省令 で定めるもの 失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
四十二 市町村長又は 国民健康保険組	国民健康保険法による保険 給付の支給又は保険料の徴	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの

合	四十三～五十七（略）	五十八 地方公務員 共済組合						五十九～六十五（略）	六十六 厚生労働大臣 又は都道府県知事等	六十七（略）	六十八 都道府県知事等
	（略）	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの						（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	（略）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手
市町村長	（略）	医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合 市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金 機構又は共済組合等	地方公務員等共済組合法第六十二 条第一項に規定する他の法令 による給付の支給を行うことと されている者	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣	（略）	市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金 機構又は共済組合等	（略）	厚生労働大臣若しくは日本年金 機構又は共済組合等
地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等 関係情報であつて主務省令で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	地方公務員等共済組合法第六十二 条第一項に規定する 他の法令による給付の支給に関する 情報であつて主務 省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて主務省令で定め るもの	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令 で定めるもの	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	（略）

								六十九 （略） 八十六 （略）	八十七 事等 都道府県知	
								（略）	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
								（略）	厚生労働大臣 医療保険者又は後期高齢者医療 広域連合	
									都道府県知事	
									都道府県知事等	
									市町村長	
									社会福祉協議会	
								（略）		
								（略）		

九十四 市町村長		八十八く九十三 (略)								
介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		(略)								
市町村長	都道府県知事等	(略)	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	厚生労働大臣又は都道府県知事等	地方公務員災害補償基金	厚生労働大臣又は都道府県知事	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付若しくは特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの	(略)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による手当等の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって主務省令で定めるもの
地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの									

百七 百十三 (略)	百七 百十三 (略)	百六 独立行政法人 日本学生支援機構	九十八 百五 (略)	九十七 都道府県知 事又は保健所を設 置する市の長	九十五・九十六 (略)	
職業訓練の実施等による特 定求職者の就職の支援に関 する法律による職業訓練受	(略)	独立行政法人日本学生支援 機構法による学資の貸与及 び支給に関する事務であつ て主務省令で定めるもの	(略)	感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する 法律による費用の負担又は 療養費の支給に関する事務 であつて主務省令で定める もの	(略)	
市町村長	(略)	厚生労働大臣	(略)	市町村長	(略)	厚生労働大臣若しくは日本年金 機構又は共済組合等
地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令 で定めるもの	(略)	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	地方税関係情報であつて主務省令で定めるもの	(略)	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		国民年金法その他の法令による 年金である給付の支給を行うこ ととされている者		感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律第三 十九条第一項に規定する他の法 律による医療に関する給付の支 給を行うこととされている者		
		市町村民		医療保険者その他の法令による 医療に関する給付の支給を行う こととされている者		
		都道府県知事等		都道府県知事		
		生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの		障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの		
		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令 で定めるもの		医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の 支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの		

5 認情報の提供を求めることができることとされているもの」と、第四号新住民基本台帳法第三十条の三十八第一項中「市町村長、」とある
6 のは「市町村長その他の市町村の執行機関、」とする。
7 (略)

○地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)(抄)

第二十五条(略)

2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る同法第三十条の六第一項
3 に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。
4 (略)

○地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)(抄)

(電子情報処理組織による申告)

第十九条の二 特定法人である内国法人は、第十六条(第十項を除く。)、第十七条若しくは前条(第六項を除く。)(又は国税通則法第十八
条若しくは第十九条の規定により、地方法人税中間申告書若しくは地方法人税確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書(以下
この項及び第三項において「納税申告書」という。))により行うこととされ、又はこれに基づく命令を含む。若しくは
国税通則法第十八条第三項若しくは第十九条第四項の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この項及び第三項に
おいて「添付書類」という。)(を添付して行うこととされている各課税事業年度の第六条第一号又は第三号に定める基準法人税額に対する
地方法人税の申告については、第十六条(第十項を除く。)、第十七条及び前条(第六項を除く。)(並びに同法第十八条及び第十九条の規
定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項において「添付書類記載事項」とい
う。))又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」とい
う。))を、財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織(国税庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線
装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。)(とその申告をする内国法人の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子
情報処理組織をいう。)(を使用する方法として財務省令で定める方法により提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申
告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体を
提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 当該課税事業年度開始の時ににおける資本金の額、出資金の額その他これらに類するものとして政令で定める金額が一億円を超える法人
二 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人(第一号に掲げる法人を除
く。)

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(第一号に掲げる法人を除く。)

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記
載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律(これに基づく命令を含む。)(及び国税通則法(第二百二十四条を除く。))
4 の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、同項の国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税務
署長に到達したものとみなす。

5 第一項の場合において、国税通則法第二百二十四条の規定による名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第十五項に規定する法人番号をいう。)(の記載並びに押印については、第一項
の内国法人は、国税通則法第二百二十四条の規定にかかわらず、当該記載及び押印に代えて、財務省令で定めるところにより、名称を明らか

にする措置を講じなければならない。

6 第一項の内国法人の同項の申告については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第

7 連結子法人が法人税法第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定により同法第四条の二の承認を取り

消された場合（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消され
た日の前日の属する課税事業年度の地方税法人税確定申告書（当該地方税法人税確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項
及び前項の規定は、適用しない。

第十九条の三 前条第一項の内国法人が、法人税法第七十五条の四第一項の承認又は同法第八十一条の二十四の三第一項の承認を受けている
場合には、これらの承認に係る税務署長がこれらの規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用し
ない。

○官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安
全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法
（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。）若しくはその他の事業者に
より、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2 4 （略）

（法制上の措置等）

第七条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（手続における情報通信の技術の利用等）

第十条 国は、行政機関等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第二条第二号の行政機
関等をいう。以下この項において同じ。）に係る申請、届出、処分の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係
る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用す
る方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 3 （略）

○地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三 （略）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。

○地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）（抄）
第四条 地方税法の一部を次のように改正する。

(略)
第七百四十七条の三第一項中第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 第五十三条第四十六項の規定による同項の申告

二 第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告

三 第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告

第七百四十七条の三第一項に次の一号を加える。

七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六

七 第四条(次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。)並びに第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八条第一項ただし書の改正規定、同条第五項の改正規定(「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)及び同法第四十条第五項の改正規定(「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める部分に限る。)並びに附則第五条第二項、第八条、第九条及び第十九条第二項の規定 平成三十二年四月一日

八 十五 (略)

○特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 二 (略)

三 第十一章、第二百三十五条、第二百三十九条第一項(第四十四号に係る部分に限る。)、第二百四十三条第一項(第四号(第二百三十九条第一項第四十四号に係る部分に限る。))に係る部分に限る。及び第三項並びに第二百五十一条並びに附則第五条、第七条、第八条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第十二条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十二条、第十四条(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第十九条第二項の改正規定に限る。)、第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同条ただし書中「個人情報保護委員会、」の下

に「カジノ管理委員会、」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

別表に次のように加える。

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号)	第七十四条第八項	第四条
----------------------------	----------	-----

○漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)(抄)
附 則

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)
第六十八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
別表漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の項を削る。

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(平成三十一年法律第 号)(抄)
(質屋営業法の一部改正)
第十一条 質屋営業法(昭和二十五年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

(略)
第二十一条 第一項中「どう物」を「盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物(第二十三条において「盗品等」という。)」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(略)

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第六十七條、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四條、第一百八條、第一百九條、第一百十三條、第一百十五條、第一百十六條、第一百十九條、第一百二十條、第一百二十三條、第一百三十三條、第一百三十三條、第一百三十五條、第一百三十八條、第一百三十九條、第一百六十一條から第一百六十三條まで、第一百六十六條、第一百六十九條、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)、並びに第一百七十三條並びに附則第十六條、第十七條、第二十条、第二十一条及び第二十三條から第二十九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日
三・四 (略)

○所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)(抄)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 六 (略)
七 次に掲げる規定 平成三十二年四月一日

イ ハ (略)

ニ 第十条中国税通則法の目次の改正規定、同法第七十条第四項第三号の改正規定、同法第七十四条の十三の二の改正規定(「。」「は」を「。以下この条において同じ。」「は」に、「。」「の氏名」を「。以下この条において同じ。」「の氏名」に、「名称」を「名称。次条及び第七十四条の十三の四第一項(振替機関の加入者情報の管理等)において同じ。」「に、「当該」を「当該金融機関等が保有する」に改める部分に限る。)、及び同法第七章の二中同条の次に二条を加える改正規定並びに附則第九條及び第一百十三條(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第九條第三項の改正規定(「、所得税法」を「若しくは第七十四条の十三の三、所得税法」に改める部分に限る。))及び同法別表第一の三十八の項の次に次のように加える改正

規定に限る。）の規定

ホ
ト
八
十七
(略)

第百九条 (住民基本台帳法の一部改正)

別表第一の四十四の二の項の次に次のように加える。

四十四の三 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二條 第二項に規定する振替機関

国税通則法による同法第七十四条の十三の四第一項の加入者情報の管理又は同条第二項の加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて総務省令で定めるもの

第百十三條 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第九條第三項中「第二十九條の二第五項」を「第二十九條の二第六項」に、「第六項」を「第七項」に、「第三十項、第七十條の二の二第十三項」を「第三十五項、第七十條の二の二第十五項」に、「所得税法」を「若しくは第七十四條の十三の三、所得税法」に改める。

三十八の二 社債、株式等の振替に関する法律 第二條第二項に規定する振替機関

国税通則法による加入者情報の管理又は加入者の個人番号等の提供に関する事務であつて主務省令で定めるもの

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 (平成三十一年法律第 号) (抄)

附 則
(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五條、第八條(地方税法第二十七條第二項の改正規定(「第五十條第五項、」を削る部分を除く。))及び同法第二百九十九條第二項の改正規定を除く。)、第九條から第十六條まで、第十七條(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十三條第一号の改正規定に限る。)、第十八條、第十九條及び第二十一條(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四條第一項第五十二号及び第五十四号の改正規定に限る。))の規定は、平成三十六年一月一日から施行する。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十四條 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第二の二の二の項中「條例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

別表第四の一の八の項中「條例」の下に「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を、「による地方税」及び「又は地方税」の下に「若しくは森林環境税」を加える。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第十九條 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第九号中「、第四十八條第七項」を削り、「又は第三百二十五條」を「、第三百二十五條又は第七百三十九條の五第七項」に改め、「同法」の下に「若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)」を加え、「地方税」を「

地方税若しくは森林環境税に」に改める。
別表第一の十六の項中「条例」の下に「、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を加え、「若しくは」を「、森林環境税若しくは」に改める。

別表第二の二十七の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税」に改める。

○道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）（抄）
第二条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

（略）

第二百二条第一項中「」を除くの下に「。次項において同じ」を加え、「又は第十号から第十二号まで」を「第十号又は第十一号」に改め、第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第七項中「及び第三項」を「第四項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「第一項第八号の請求をする者又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「又は第三項の」を「（第八号を除く。）」、第二項若しくは第四項の規定による」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十三号までに」を「第十二号までに」に、「及び第二項」を「の手数料、第二項の規定による」に改め、同項及び第三項に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第十号に掲げる」を「前項の規定する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者は、実費（審査用技術情報管理事務に係る実費を除く。）を勘案して政令で定める額の手数料を国（協会にその申請をする場合には、協会）に、審査用技術情報管理事務に係る実費を勘案して政令で定める額の手数料を機構に、それぞれ納めなければならない。

（略）

第三条 道路運送車両法の一部を次のように改正する。

（略）

第二百二条第四項中「自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する」を「次の各号に掲げる」に、「第七十五条の五第一項の」及び「当該」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者 第七十五条の五第一項の審査

第二百二条第五項中「前項の規定する」を「前項各号に掲げる」に改め、同項ただし書中「前項」を「前項各号」に改め、同条第六項中「第四項」を「第四項各号」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三（略）

四 第三条並びに附則第十四条及び第二十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五・六 （略）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二十一条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。
第二百十三條第二項第一号口中「第二百二条第四項ただし書」を「第二百二条第五項ただし書」に改める。

○道路交通法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第一条並びに次条から附則第四条まで及び附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政

令で定める日

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第八条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の項中「第百四条の四第六項」の下に「（第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。